

平成 27 年第 1 回定例会

防災県土整備企業常任委員会説明資料

頁

◎ 所管事項説明

1	三重県新風水害対策行動計画（仮称）（最終案）について	1
2	三重県地域防災計画（風水害等対策編）（最終案）について	2
3	三重県石油コンビナート等防災計画（最終案）について	11
4	石油コンビナートの保安体制の確保等について	18
5	救急業務の現状について	20
6	三重県・三重大学 みえ防災・減災センター 平成 26 年度取組状況について	26
7	包括外部監査について	32

○ 資 料

別冊 1 三重県新風水害対策行動計画（仮称）（最終案）

別冊 2 三重県地域防災計画（風水害等対策編）（最終案）

別冊 3 三重県石油コンビナート等防災計画（最終案）

平成 27 年 3 月 6 日

防災対策部

1 三重県新風水害対策行動計画（仮称）（最終案）について

「三重県新風水害対策行動計画（仮称）」について、平成27年2月10日の常任委員会で「中間案・改訂版」をお示しして以降、次のとおりさらなる誌面の充実を図り、「最終案」としてとりまとめました。

1 中間案・改訂版からの主な追記事項について（別冊1参照）

中間案・改訂版から、以下の追記等を行いました。

（1）「第1章 計画策定の背景～近年の災害事例と国・県の取組～」を一部加筆

最終案のとりまとめにあたり、計画の随所に写真を挿入しました。

これに伴い、「紀伊半島大水害からの復旧・復興」について、被害を受けた施設等の被災後と復旧後の写真を挿入するなど記述を加筆しました。

（P19～21）

（2）「第5章 課題解決に向けた重点的取組」を一部加筆

重点的取組4「『地域の組織力』を発揮できる防災人材を育成・活用するための対策」について、「地域の組織力」を発揮するための「人づくり」の新たな仕組みである「ちから・いのち・きずなプロジェクト」にかかる記述や図を加筆しました。（P115）

（3）有識者インタビュー記事の追加

有識者から聴取したインタビュー記事について追加しました。

（P92, 101, 119, 149, 190, 236）

（4）巻末に「参考資料」を追加

本計画の巻末に、新たに「参考資料」を挿入しました。

「本計画の策定の流れ」のほか、「県・市町等が発行・情報提供している防災ガイドブックやハザードマップ」についての一覧などを設けるとともに、難解な専門用語について「用語の説明」を追加しました。（P244～271）

2 今後の対応について

今後、平成27年3月18日（水）に開催予定の「三重県防災対策会議」を経て公表するとともに、「三重県防災会議」、「三重県市町等防災対策会議」、「三重県ライフライン企業等連絡会議」等を通じて、関係機関と計画の共有を図るほか、県民の皆さんへの周知に努めます。

2 三重県地域防災計画（風水害等対策編）（最終案）について

「三重県地域防災計画（風水害等対策編）」について、市町、ライフライン企業等の防災関係機関との協議、意見交換等をふまえながら見直し作業を進め、次のとおり「最終案」としてとりまとめました。

1 地域防災計画（風水害等対策編）の主な内容について

(1) 第1部 総則

ア 計画の見直し方針の明記

「第1章 計画の目的・方針等 第1節 計画の目的と方針」に、「① 三重県版タイムライン（仮称）の策定に向けた方針を示す」、「② 局地的大雨や竜巻、大雪などの特定の自然災害対策を盛り込む」、「③ 事故等にかかる災害対策を整理するとともに、新たに原子力災害対策を加える」といった計画の見直し方針を明記しました。（P10）

イ 三重県の特質及び風水害等の状況の追加

「第3章 三重県の特質及び風水害等の状況」を追加し、三重県が置かれている現状等を明らかにしました。（P26～38）

(2) 第2部 災害予防・減災対策

ア 特定の自然災害に備えるための対策の追加

局地的大雨や竜巻、大雪といった、近年、その発生が増加傾向にあるものの従来の計画には記載のなかった特定の自然災害対策について、「第6章 特定自然災害への備え 第1節 局地的大雨・竜巻・雪害に備えるための対策」を新設し、これらの気象事象に特化した対策を追加しました。（P123～129）

(3) 第3部 台風接近時等の減災対策

ア 三重県版タイムライン（仮称）の策定に向けた方針

「第0章 タイムラインの考え方を取り入れた防災・減災対策」を暫定的に設け、今後、三重県が策定・導入を目指す「三重県版タイムライン（仮称）」の考え方や策定方針について、記載しました。（P133～139）

イ 現在実施すべき事前の防災減災対策

第1章から第3章には、「三重県災害対策本部運営要領」をベースにした、現在実施すべき事前の防災・減災対策について記載しました。これらは、現状では、災害対策本部を設置してから災害が発生するまでの間に実施する対策等を記載していますが、将来的には、三重県版タイムライン（仮称）を策定後、そこに盛り込んだ事前の防災・減災

対策を第1章から第3章にも取り入れ、計画の充実を図ることとしています（P140～198）

(4) 第4部 発災後の応急対策

ア 災害発生後に実施すべき対策に特化した部の新設

従来の計画では、災害対策本部の設置から災害発生後の対策、応急復旧等までを、「第3章 災害応急対策計画」としてまとめて記載していましたが、新計画では、災害が発生するまでの事前対策を第3部で示し、災害が発生した後の応急対策については「第4部 発災後の応急対策」に記載することとしました。

基本的には、「三重県地域防災計画（地震・津波対策編）」をベースとしていますが、災害発生後に講じるべき対策についての整理を行うなど、内容の充実を図っています。

イ 特定の自然災害対策の追加

「第5章 特定自然災害対策 第1節 局地的大雨・竜巻・雪害の対策」を新設し、これらの気象事象が発生した場合の応急対策等について追加しました。（P287～291）

(5) 第5部 被災者支援・復旧対策

ア 気象事象が収まった後に実施する対策に特化した部の新設

「第5部 被災者支援・復旧対策」では、台風等の気象事象が収まった後、多数の避難者が生じている場合の支援対策や、施設等の復旧対策をまとめて記載しています。

(6) 第6部 事故等による災害対策

ア 事故等対策に特化した部の新設

「第6部 事故等による災害対策」では、従来の計画の内容のうち、危険物施設等の重大事故や大規模火災・林野火災などの事故等対策について、自然災害とは別建てにしてまとめて記載しました。

イ 原子力災害対策の追加

近隣県に立地する原子力発電所等における事故が発生した場合等の三重県における対策の考え方を整理し、「第1章 重大事故等対策 第4節 原子力災害対策」を新設し、原子力発電所等での緊急事態発生時の対策を盛り込みました。（P422～425）

2 今後の対応について

平成27年3月19日（木）に開催予定の三重県防災会議に本計画の修正案を審議事項として諮り、承認を受けた後、公表を行うとともに、三重県新風水害対策行動計画と同様に、市町はじめ防災関係機関との共有を図ります。

三重県地域防災計画(風水害等対策編)の見直しについて

資料1

第1部 総則

「第1部 総則」では、「第1章 計画の目的・方針」を明記するとともに、「第3章 三重県の特質及び風水害等の状況」を新設し、三重県の置かれた現状を示すなど、本計画で三重県のめざす風水害等対策のあり方を明らかにする。

第1章 計画の目的・方針

計画の目的

※ 従来どおり

この計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づき、県防災会議が作成する計画であり、県の地域に係る災害対策を、各防災関係機関が総合的、計画的に推進し、県の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、もって社会秩序の維持と公共の福祉を確保することを目的とする。

計画の基本方針

※ 従来どおり

この計画は、防災機関の実施責任を明確にするとともに、各防災関係機関相互の防災対策を緊密かつ円滑に推進するための基本的大綱を示すもので、その実施細目については、各機関の具体的な活動計画によるものとする。

なお、各機関は、この計画の習熟に努め、併せて地域住民等への周知を図るものとする。

計画の見直し方針

※ 新規追加

- ① 平成23年の紀伊半島大水害をはじめとする県内外で発生した近年の風水害等の事例から得られた教訓をもとに、台風等発生時から発災までのリードタイムを活用した事前の減災対策の考え方を盛り込むとともに、将来の事前防災計画(三重県版タイムライン(仮称))の策定に向けた方針を示す。
- ② 近年頻発する局地的大雨や竜巻など、時間的余裕のない突発的な気象現象や、ひとたび県内で発生すると大きな社会的混乱を招くおそれのある大雪など、特定の自然災害を対象とした防災・減災対策に取り組む。
- ③ 風水害以外の事故等災害対策に、新たに原子力災害対策を加える。

想定する気象現象・事故等

(災害対策基本法に定める災害のうち、地震・津波以外のものを対象)

【気象現象】

暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地滑りその他の異常な自然現象

【事故等】

大規模な火事若しくは爆発、放射性物質の大量の放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没その他の大規模な事故

第2章 計画関係者の責務等

※ 基本的に、地震・津波対策編とほぼ
同様の見直し

(従来)

県、市町、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の実施責任及び役割

県民・自主防災組織・事業者の実施責任及び役割を追加

1 県民

- (1) 県民は、常に風水害等に対する危機意識を持って、自らの身の安全は自ら守る自助の取組を実践し、家庭等における防災・減災対策を講じるよう努める。
- (2) 県民は、地域において、自主防災組織、防災ボランティア及び事業者その他防災活動を実施する団体等が実施する防災・減災対策に積極的に協力し、地域の安全は皆で守る共助の取組に努める。

2 自主防災組織

- (1) 自主防災組織は、地域住民、事業者及び防災ボランティアその他防災活動を実施する団体等と連携して、地域における防災・減災対策の実施に努める。
- (2) 自主防災組織は、地域において、県、市町及び防災関係機関が実施する防災・減災対策に協力し、かつ、災害が発生した場合において地域住民の安全を確保するよう努める。

3 事業者

- (1) 事業者は、常に風水害等に対する危機意識を持って、自ら防災・減災対策を実施し、発災時に従業員等の生命、身体を保護するとともに、発災後の円滑な事業継続に努める。
- (2) 事業者は、地域において地域住民等、自主防災組織、県、市町及び防災関係機関が実施する防災・減災対策並びに防災活動に積極的に協力するよう努める。

第3章 三重県の特質及び風水害等の状況

(従来)

なし

【新規追加】

三重県の地形的・気候的特質や県内で発生した既往の風水害事例等から、三重県が置かれている現状等を明らかにする

三重県地域防災計画(風水害等対策編)の見直しについて

第2部 災害予防・減災対策

「第2部 災害予防・減災対策」では、地域防災計画(地震・津波対策編)との整合を図り、各節ごとに「防災・減災重点目標」を定めるなど様式を改めるとともに、特に自助・共助による対策の強化や防災体制の整備に力点を置いて構成を見直す。

見直しの要点

【新たに追加した節】

【第1章 自助・共助を育む対策の推進】

- 第1節 「県民や地域の防災対策の促進」「自助」「共助」による防災行動の促進)
- 第2節 「防災人材の育成・活用」(地域や企業、女性や若者等を対象とした防災人材の育成・活用)
- 【第3章 風水害に強い県土づくりの推進】
 - 第1節 「水害・高潮被害予防対策の推進」(水害・高潮対策にかかる従来の内容からの刷新)
 - 第3節 「農地・森林・漁村の防災対策の推進」(農地・森林・漁村の防災対策にかかる従来の内容からの刷新)
- 【第5章 防災体制の整備・強化】
 - 第7節 「災害廃棄物処理体制の整備」(災害廃棄物処理にかかる広域的な応援体制の整備、「市町災害廃棄物処理計画」の策定支援)
- 【第6章 特定自然災害への備え】
 - 第1節 「局地的大雨・竜巻・雪害に備えるための対策(突発的な気象現象や大雪に備えるための対策の追加)

地震・津波対策編同様、各節の第1項に防災・減災重点目標、第2項に「公助」「共助」「自助」別の対策項目を設置

第2章 災害予防計画

第1節 防災思想・防災知識の普及計画

第1項 計画目標
○県民が「自らの身の安全は自らが守る」という自覚を持つ。
○災害に強い県土を支える人(県民、職員)をつくる。
○減災に向けた県民運動を展開し、防災風土の醸成を図る。

第2項 対策 ■県が実施する対策

1 県民に対する普及計画(総務企画部、環境生活部、健康福祉部、防災対策部)
県民が防災の正しい知識と判断を持って行動できるよう、パンフレット、チラシ等を作成し、各種防災行事で配布するとともに、消防機関と協力してマスメディアを通じて災害予防、応急措置等知識の向上に努める。

また、防災知識の普及にあたっては、早期避難の重要性に対する県民の理解を図りつつ、特に高齢者、障がい児童、乳幼児、妊娠婦等の災害時要援護者に十分配慮し、地域で災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。さらに、男女双方の視点に配慮した防災を進めため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立するよう努めるものとする。

2 児童生徒等に対する普及計画(教育委員会)
災害の発生等に関する科学的知識の普及、災害予防、避難方法、早期避難の重要性等災害時の防災知識を児童生徒等に理解させるため、各学校(園)においては地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で地歴や実情に即した防災教育を行い、消防機関及び自主防災組織等と協力した防災訓練を実施するものとする。

3 職員に対する防災教育(防災対策部)
県職員は、災害に関する豊富な知識と適切な判断力が求められるので、職員研修等を利用して、防災教育の徹底を図る。

また、災害時に迅速、的確な行動がとれるよう災害時の事務マニュアルを作成し、その内容について職員に周知徹底を図る。

4 個人備蓄の推進(総務企画部、環境生活部、防災対策部)
災害発生に伴う水道施設や商業施設の停電及び交通網の寸断等により飲料水及び食料等の迅速な供給が行えない事態が想定されるため、3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出袋(救急箱、携帯電灯、ラジオ、乾電池等)の準備等、個人において備蓄しておくよう、住民に広報していくものとする。

5 企業防災の促進(防災対策部)
企業従業員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取り組みの積極的評価等により企業の防災力向上の輪を図るものとする。

また、企業を地域コミュニティの一員としてから、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

第1章 自助・共助を育む対策の推進

第1節 県民や地域の防災対策の促進(予防)

第1項 防災・減災重点目標		
多くの県民が、自宅や学校、勤務先等の周辺で風水害発生時にどのような状況になるのかの把握や、災害種別ごとの避難場所、家族間の連絡方法の確認、備蓄等が十分でない。		

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
県	県民	(1) 風水害に関する情報の提供 (2) 防災関係機関等と連携した防災思想・防災知識の普及・啓発事業の実施
	市町	(1) 市町の地域防災対策に関する普及・啓発事業への支援

【共助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
自主防災組織	地域住民	(1) 県や市町の防災思想・防災知識の普及・啓発事業への協力 (2) 風水害時避難計画づくりの推進及び避難訓練の実践
	住民や関係者	(1) 自組織の活動の情報発信と協力関係の構築 (2) 県や市町の防災思想・防災知識の普及・啓発事業への協力

【自助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
県民	県民	(1) 事業活動を通じた防災思想・防災知識の普及・啓発事業の実施 (2) 県や市町の防災思想・防災知識の普及・啓発事業への協力

主な災害予防・減災対策(案)

※ 基本的に、地震・津波対策編とほぼ同様の内容

第1章 自助・共助を育む対策の推進

- 風水害に関する防災啓発の推進(第1節「県民や地域の防災対策の促進」)
- 個人備蓄の促進(第1節「県民や地域の防災対策の促進」)
- 「みえ防災・減災センター」による防災人材等リソースの活用(第2節「防災人材の育成・活用」)
- 自主防災組織、消防団等の育成・活性化の促進(第3節「自主防災組織・消防団の活動支援及び活性化」)
- 災害時のボランティア受入体制の整備(第4節「ボランティア活動の促進」)
- 学校防災リーダーの養成、防災ノートを活用した防災教育の推進(第6節「児童生徒等にかかる防災教育・防災対策の推進」)

第2章 安全な避難空間の確保

- 避難場所、避難路等の整備促進(第1節「避難対策等の推進」)
- 避難誘導・情報伝達体制の整備(第1節「避難対策等の推進」)
- 避難所運営マニュアル策定指針の活用促進(第1節「避難対策等の推進」)
- 災害時要援護者の避難支援体制整備(第1節「避難対策等の推進」)
- 観光客、帰宅困難者等対策(第1節「避難対策等の推進」)
- ペットの同行避難の体制整備(第1節「避難対策等の推進」)

第3章 風水害に強い県土づくりの推進

- 計画的な河川整備と河川のソフト対策の促進(第1節「水害・高潮被害予防対策の推進」)
- 海岸保全施設の老朽化・浸食対策の促進(第1節「水害・高潮被害予防対策の推進」)
- 避難判断情報提供体制整備(第1節「水害・高潮被害予防対策の推進」)
- 土砂災害情報等提供体制整備(第2節「地盤災害防止対策の推進」)
- 農地・森林・漁村の防災対策の推進(第3節「農地・森林・漁村の防災対策の推進」)

第4章 緊急輸送の確保

- 緊急輸送ネットワークの確保(第1節「輸送体制の整備」)
- 三重県トラック協会との協定による緊急輸送体制の確保(第1節「輸送体制の整備」)

第5章 防災体制の整備・強化

- 県災害対策本部機能等の整備・充実(第1節「災害対策機能の整備及び確保」)
- 地域における災害医療ネットワークの構築(第3節「医療・救護体制及び機能の確保」)
- 国・都道府県・市町・防災関係機関等との受援・応援体制の整備(第4節「応援・受援体制の整備」)
- 災害廃棄物の計画的な処理体制の整備(第7節「災害廃棄物処理体制の整備」)

第6章 特定自然災害への備え

- 局地的大雨対策・竜巻対策・雪害対策の推進(第1節「局地的大雨・竜巒・雪害に備えるための対策」)

三重県地域防災計画(風水害等対策編)の見直しについて

第3部 台風接近時等の減災対策

「三重県災害対策本部運営要領」をベースにした、第1章から第3章に掲げる現在実施している対策に、「いつ(いつまでに)、誰が、何を」すべきかを系統的に整理した計画である「三重県版タイムライン(仮称)」を策定し、現在の地域防災計画の対策にタイムラインの視点に基づく新たな対策を重ねることとする。

現行の「災害応急対策計画」「災害復旧計画」の構成の見直し

現行計画

第3章 災害応急対策計画	
第1節 活動体制	
第2節 災害対策要員の確保	
第3節 自衛隊災害派遣要請	
第4節 ポランティアの受け入れ体制	
第5節 気象予報及び警報等の伝達活動	
第6節 被害情報収集・連絡活動	
第7節 通信運用計画	
第8節 避難対策活動	
第9節 消防救急活動	
第10節 救助活動	
第11節 医療・救護活動	
第12節 水防活動	
第13節 都市型水害応急対策	
第14節 災害警備活動	
第15節 交通応急対策	
第16節 警告物除去活動	
第17節 流木の防止	
第18節 緊急輸送活動	
第19節 県防災ヘリコプター活用計画	
第20節 海上災害応急対策	
第21節 危険物施設等応急対策	
第22節 公共施設・ライフライン施設応急対策	
第23節 航空機事故・列車事故等突発的災害に係る応急対策	
第24節 農林施設等災害応急対策	
第25節 県民への広報活動	
第26節 給水活動	
第27節 食料供給活動	
第28節 生活必需品等供給活動	
第29節 防疫・保健衛生活動	
第30節 清掃活動	
第31節 遺体の搜索・処理・埋葬	
第32節 文教対策	
第33節 住宅応急対策	
第34節 災害救助法の適用	
第35節 災害義援金・義捐物資の受入・配分	

新計画

第3部 台風接近時等の減災対策

災害発生が予測された 時点で取る事前対策

第0章

(平成29年度までの暫定配置)

○計画を充実・強化するための将来計画
(=タイムライン)の導入について記載

第1章～第3章 発災前の防災・減災対策 (主に赤色節の内容)

「三重県災害対策本部運営要領」を
ベースにした、現在実施すべき
事前の防災・減災対策

第4部 発災後の応急対策 (主に緑色節の内容)

災害が発生した直後に
取り組むべき応急対策

第5部 被災者支援・復旧対策 (主に青色節の内容)

被災者支援・復旧など、気象事象
が収まってから取り組む対策

第0章 防災・減災対策へのタイムラインの導入

第3部の構成

第3部は、現在実施すべき事前の防災・減災対策について記載する第1章から第3章に加え、それら現行の計画を充実・強化するための将来計画(=タイムライン)の導入について記載する第0章を特別に設けた構成としている。

【三重県がめざすタイムラインの考え方に基づく防災対策】

第3部に「第0章 タイムラインの考え方を取り入れた防災・減災対策」を設け、三重県が導入をめざす「三重県版タイムライン(仮称)」の考え方について記載する。

1 三重県版タイムライン(仮称)策定・導入の目的

- 台風や前線を伴う大雨については、数日前から規模や進路等が予測可能な場合が多いことから、各関係機関がこの期間を有効に活用し事前の準備対策を実施し、これを互いに共有することにより、発災時の迅速かつ効果的な災害対策活動、ひいては減災に大きく寄与することが期待される。
- この事前の防災・減災活動を整理・共有するため、三重県版タイムライン(仮称)の策定・導入を進めることとする。

2 三重県版タイムライン(仮称)の取組主体

- 三重県版タイムライン(仮称)の取組主体は、県災害対策本部及び県地方災害対策部の活動に関する県庁部局および地域機関とする。

3 三重県版タイムライン(仮称)策定の進め方

- 三重県版タイムライン(仮称)の策定を「三重県新風水害対策行動計画」の行動項目として位置づけ、平成27年度から県関係部局、市町、関係機関が参加する場を設けて、現在検討中の国土交通省や紀宝町のタイムライン等も参考にしながら検討を行い、「三重県新風水害対策行動計画」の計画期間中の策定をめざすこととする。

4 市町や防災関係機関の協力

- タイムラインの策定・導入にあたっては、住民に対する情報提供、避難勧告等の発令などを担う市町や、気象台、公共交通機関事業者などの防災関係機関等との調整や協力が必要となることが想定されるため、これら市町・関係機関等に關係する事項については、適宜、意見交換等を行い、調整や協力を求めることとする。
- 県全体の災害対応力の向上を図るためにには、住民や企業、観光客等の避難にかかる直接的な権限を有し、より現場に近い立場で幅広い防災対策を担う市町が、各々の視点でタイムラインの考え方を取り入れた事前防災・減災対策を講じることが必要であり、このことは、様々なステークホルダーを有する各防災関係機関においても同様であることから、市町及び防災関係機関においては、三重県版タイムライン(仮称)検討への協力とともに、自らの組織・機関におけるタイムラインの策定や、タイムラインの考え方を取り入れた防災対策の導入についての検討を行う。

タイムラインについて

- タイムラインとは、米国に端を発して導入が進み、国内では、「発災前から関係機関が実施すべきことをあらかじめ時系列にプログラム化したもの」、「時間軸に沿った防災行動計画」等として訳され、紹介されている。
- 台風等の発生から被害に至るまでに可能な事前準備対策について、いつ、誰が、どのような防災行動を行うかについて、明確にするものである。
- 現在、国土交通省において導入に向けた検討が進められるとともに、三重県においては、紀宝町が同省の協力を得ながら試行に取り組んでいる。

三重県地域防災計画(風水害等対策編)の見直しについて

第3部 台風接近時等の減災対策(続き)

第0章 タイムラインの策定・導入に向けた検討方針

タイムライン策定・導入に向けた検討の進め方

- 三重県版タイムライン(仮称)の策定・導入に向けた検討を行うにあたっては、
 - ・既にある取組で、タイムラインの考え方沿った取組ができる対策項目
 - ・既にある取組であるが、対策の時間軸を広げ、タイムラインとして再構築する必要がある対策項目
 - ・タイムラインの考え方を取り入れ、新たに取り組むべき対策項目という視点で整理・検討することで、タイムラインの策定に必要な対策項目を洗い出すこととする。
- 県が主体となるべき事前防災・減災対策と市町や防災関係機関が主体となるべき事前防災・減災対策という視点からも検討を行い、これらの検討結果をもとに三重県版タイムライン(仮称)に取り入れる対策項目を整理するとともに、市町や防災関係機関に協力を求める対策について整理する。
- 対策項目の洗い出しや整理・検討にあたっては、市町や防災関係機関の協力や参画を求め、各々の防災対策と三重県版タイムライン(仮称)との間に齟齬が生じることがないよう努めるとともに、検討結果については、市町や防災関係機関がタイムラインの考え方を取り入れた対策の導入を検討する際の参考に供する。

タイムライン策定に向けた検討(確認)項目の例

【第1章 災害対策本部機能の確保】

(第1節 準備・警戒体制の確保 関連項目)

①タイムライン適用判断・進捗管理

(第2節 予報・警報等の伝達及び情報収集体制の確保 関連項目)

①台風・気象情報等の整理・分析

②公共交通機関運行情報等の把握及び広報

【第2章 避難誘導体制の確保】

(第1節 避難所の確保及び早期避難の促進 関連項目)

①早期避難支援体制

②広域避難実施体制

③避難所指定県有施設での避難所開設・運営方針

(第2節 災害時要援護者の保護 関連項目)

①災害時要援護者への情報伝達・早期避難支援体制

(第3節 学校・園における児童生徒等の安全確保 関連項目)

①学校・園における児童生徒等の事前の安全確保

【第3章 災害未然防止活動】

(第1節 公共施設の災害未然防止体制の確保 関連項目)

①県有施設における被害未然防止等対策

②施設利用者の避難対策等

③道路の要注意箇所・区域等の事前対策

④道路施設被災箇所確認・応急対策

⑤上下水道・工業用水道・発電所施設(県管理)の要注意箇所等の事前対策

⑥上下水道・工業用水道・発電所施設(県管理)被災箇所確認・応急対策

⑦県管理ダム・せき・水門・樋門・排水機場等の事前対策

⑧施工中建設工事現場等での事前の安全確保対策

(第2節 水防活動体制の確保 関連項目)

①雨量計・水位計の動作状況の事前確認等

(第3節 県民・企業等による安全確保 関連項目)

①「防災みえ.jp」や「メール配信サービス」等を活用した災害関連情報の配信等

第1章～第3章に記載する主な対策(案)

第1章～第3章には、「三重県災害対策本部運営要領」をベースにした、現在実施すべき事前の防災・減災対策について記載する。

第1章 災害対策本部機能の確保

- 災害対策のための準備体制(第1節「準備・警戒体制の確保」)
- 県災対本部・地方部(警戒体制)の設置(第1節「準備・警戒体制の確保」)
- 気象情報・予警報の収集・伝達(第2節「予報・警報等の伝達及び情報収集体制の確保」)
- 水防警報の発表・伝達(第2節「予報・警報等の伝達及び情報収集体制の確保」)
- 土砂災害警戒情報の発表・伝達(第2節「予報・警報等の伝達及び情報収集体制の確保」)
- 被害情報等の収集・とりまとめ(第2節「予報・警報等の伝達及び情報収集体制の確保」)
- 被害情報等の関係機関への情報提供等(第2節「予報・警報等の伝達及び情報収集体制の確保」)

第2章 避難誘導体制の確保

- 市町避難情報の収集・とりまとめ(第1節「避難所の確保及び早期避難の促進」)
- 市町に対する避難勧告等の判断支援(第1節「避難所の確保及び早期避難の促進」)
- 県有施設での避難所開設(第1節「避難所の確保及び早期避難の促進」)
- 災害時要援護者の避難状況の把握・受入調整等(第2節「災害時要援護者の保護」)
- 休校措置の実施(第3節「学校・園における児童生徒等の安全確保」)
- 児童生徒等の安全確保(第3節「学校・園における児童生徒等の安全確保」)
- 私立学校の管理者を対象とした対策(第3節「学校・園における児童生徒等の安全確保」)

第3章 災害未然防止活動

- 公共施設等の安全確保対策(第1節「公共施設の災害未然防止体制の確保」)
- 被害情報の収集(第1節「公共施設の災害未然防止体制の確保」)
- ダム・せき・水門・樋門・排水機場等の操作(第1節「公共施設の災害未然防止体制の確保」)
- 水防活動の実施(第2節「水防活動体制の確保」)
- 「防災みえ.jp」や「メール配信サービス」による災害情報等の提供・伝達(第3節「県民・企業等による安全確保」)
- 報道機関に対する避難・被害情報等の提供(第3節「県民・企業等による安全確保」)
- 災害情報共有システム(Lアラート)を活用した情報提供(第3節「県民・企業等による安全確保」)

三重県地域防災計画(風水害等対策編)の見直しについて

第4部 発災後の応急対策

「第4部 発災後の応急対策」では、従来の「第3章 災害応急対策計画」の内容のうち、災害が発生した直後に取り組むべき、緊急性の高い応急対策活動の内容を記載する。また、紀伊半島大水害など、近年の災害事例等で得た知見から得た対策を加える。

見直しの要点

【新たに追加した節】

【第1章 災害対策本部活動の実施】

- 第4節 「災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用」(災害発生時の情報収集・伝達・広報体制等)

【第4章 緊急避難対策】

- 第2節 「災害時要援護者対策」(高齢者、障がい者、外国人等の災害時要援護者に対する避難支援等)

【第5章 特定自然災害対策】

- 第1節 「局地的大雨・竜巻・雪害の対策」(局地的大雨や竜巻、大雪発生時の対策)

各節に主担当部隊を明記し、第1項に活動方針、第2項に活動開始時期等を明記した
対策項目を記載する

※ 第4部、第5部共通

第3章 災害応急対策計画

第1節 活動体制

第1項 防災目標

- 災害発生時に、迅速かつ的確な災害応急対策が実施できる体制を構築する。

第2項 対策

■県が実施する対策

- 1 県の活動体制(防災対策部)
県災対本部は、県の地域に災害が発生し、あるいは発生するおそれがある災害予防及び災害応急対策活動を強化する必要がある場合、基本法第23条の規定に基づき設置する特別の組織である。その大綱は、三重県災害対策本部に関する条例(昭和37.10.13 三重県条例第45条)、同施行規則(昭和38.3.5 三重県規則第11号)の定めるところによるが、機構及び所掌業務の概要是、次のとおりである。

ア 設置

- 県災対本部は次の場合に設置する。
(ア) 県内に気象業務法(昭和27年法律第165号)に基づく暴風、暴風雪、大雨(雪)、高潮又は洪水警報が発表されたとき。

- (イ) 県内に気象業務法に基づく波浪警報又は大雨、高潮若しくは洪水注意報が発表された場合において、知事が必要と認めるとき。
- (ウ) その他異常な自然現象又は人为的原因による災害で知事が必要と認めるとき。

- イ 廃止
県の地域内に災害の脅威のあるおそれがないなり、災害応急対策がおおむね完了したと本部長(知事)が認めたとき。

- ウ 配備体制
本庁は、灾害の防除及び軽減並びに災害発生後の応急対策を迅速かつ的確に推進するため、次の基準による配備の体制を整える。

- 県地域機関も、この基準に準じて、それぞれの地域の特性、機関の規模及び任務に即応した体制を整えるものとする。

- エ 準備体制
県内に災害が発生又は予想される場合で、事態の推移に伴い速やかに県災対本部を設置するための前段階として「準備体制」を次の場合に配備するものとする。



第1章 災害対策本部活動の実施

第1節 災害対策活動の実施体制の確保(綱要)

【主担当部隊】: 総括部隊(総括班、情報班、総務班、派遣班)

第1項 活動方針

- 県災対本部は災害情報の収集、災害応急対策の実施方針の作成、関係機関等との連携調整及び災害応急対策を行なう。
- 災害が発生し、被害の拡大が見込まれる場合は、全般的に災害対応を最優先して実施するために、県災対本部の配備体制を増強し、災害対策活動にあたる。

第2項 主要対策項目

対策(活動項目)	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期	重要な収集情報(収集元)
災害対策のための準備体制	防災対策部、地域防災総合事務所等	配備基準に基づき速やかに	・気象予報等(気象台)
県災対本部(警戒体制)の設置	総括部隊(総括班)	設置基準に基づき速やかに	・気象予報等(気象台)
地方部(暫戒体制)の設置	地方部(総括班)	設置基準に基づき速やかに	・気象予報等(気象台)
災害発生時の情報収集	総括部隊(情報班、派遣班)	【災害発生直後】 各部隊	・災害発生情報、被害情報等
災害応急対策実施方針の作成	総括部隊(総括班)	【災害発生後】 各部隊	・災害発生情報、被害情報等
災害派遣要請等の実施	総括部隊(派遣班)	【災害発生後】 災害対策実施方針を作成次第	・災害発生情報、被害情報等
災害対策活動の実施	各部隊	【災害発生後】 災害対策実施方針を作成し、各機関との調整ができ次第	・災害発生情報、被害情報等
災害対策活動体制の増強	総括部隊(総括班)	【災害発生後】 各部隊	・災害発生情報、被害情報等

※「活動開始(準備)時期」は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

1 災害対策のための準備体制(防災対策部、地域防災総合事務所等)

主な発災後の応急対策(案)

※ 基本的に、地震・津波対策編とほぼ同様の内容
(第5章を除く)

第1章 災害対策本部活動の実施

- 災害対策統括部隊編成による災害対策活動の実施(第1節「災害対策活動の実施体制の確保」)
- 各関係機関ごとの通信手段、通信途絶時の代替手段の整理(第2節「通信機能の確保」)
- 緊急派遣チームによる情報収集体制の整備(第4節「災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用」)
- 県内市町間の応援・受援体制の調整(第5節「県内市町間応援・受援体制の整備」)

第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急対策

- 緊急輸送道路の確保及び緊急交通路の指定(第1節「緊急の交通・輸送機能の確保」)
- 水防活動の実施(第2節「水防活動」)
- 公共施設被災時の応急対策、二次災害防止措置等の実施(第3節「公共施設被災時の応急対策」)
- ライフライン施設等被災時の応急対策、二次災害防止措置等の実施(第4節「ライフライン施設被災時の応急対策」)
- ヘリコプターの応援要請、活動拠点確保(第5節「ヘリコプターの活用」)

第3章 救助・救急及び医療・救護活動

- 救助・救急及び消防活動の調整(第1節「救助・救急活動」)
- 活動拠点等の確保、重機・資機材の調達等(第1節「救助・救急活動」)
- 三重県保健医療計画に基づく災害医療活動(第2節「医療・救護活動」)

第4章 緊急避難対策

- 避難の指示等(第1節「避難の指示等及び避難場所・避難所の確保」)
- 地すべり等防止法に基づく知事の措置(第1節「避難の指示等及び避難場所・避難所の確保」)
- 水防法に基づく知事等の措置(第1節「避難の指示等及び避難場所・避難所の確保」)
- 放送事業者を活用した避難勧告・避難指示等の広報(第1節「避難の指示等及び避難場所・避難所の確保」)
- 被災者の大規模避難対策(第1節「避難の指示等及び避難場所・避難所の確保」)
- 県有施設の避難所としての活用(第1節「避難の指示等及び避難場所・避難所の確保」)
- 船舶の避難所利用(第1節「避難の指示等及び避難場所・避難所の確保」)
- 災害時要援護者・施設等の被災状況の把握・受け入れ調整等(第2節「災害時用援護者対策」)
- 災害時要援護者への応急対策情報等の提供(第2節「災害時用援護者対策」)
- 児童生徒等の下校又は保護継続の判断(第3節「学校・園における児童生徒等の避難対策」)
- 児童生徒等の避難対策(第3節「学校・園における児童生徒等の避難対策」)

第5章 特定自然災害対策

- 局地的大雨対策(第1節「局地的大雨・竜巻・雪害の対策」)
- 竜巻等突風対策(第1節「局地の大風・竜巻・雪害の対策」)
- 雪害対策(第1節「局地の大風・竜巒・雪害の対策」)

三重県地域防災計画(風水害等対策編)の見直しについて

第5部 被災者支援・復旧対策

「第5部 被災者支援・復旧対策」では、従来の「第3章 災害応急対策計画」の内容のうち、被災者支援に関する内容や被災後の復旧に関する内容、および従来の「第4章 災害復旧計画」の内容をもとに、紀伊半島大水害など、近年の災害事例等で得た知見から得た対策を盛り込み、記載する。

見直しの要点

【新たに追加した節】

- 【第2章 避難者支援等の活動】
 - 第3節「救援物資等の供給」(被災者への救援物資等供給体制等)
- 【第4章 復旧に向けた対策】
 - 第1節「廃棄物対策活動」(災害廃棄物等の処理体制等)

主な被災者支援・復旧対策(案)

※ 基本的に、地震・津波対策編とほぼ同様の内容

第1章 災害対策本部体制の確保

- 災害対策本部継続・廃止の判断(第1節「災害対策本部の継続・廃止」)
- 国・他府県等への応援要員派遣要請(第2節「国・他府県等からの応援受入」、第3節「国への災害対策要員の派遣要請等」)
- 災害救助法の適用・運用(第4節「災害救助法の適用」)

第2章 避難者支援等の活動

- 長期滞在を見通した避難所運営計画の検討・調整(第1節「避難所の運営」)
- 県内外への広域避難受入要請(第1節「避難所の運営」)
- 救援物資等の調達・供給、燃料確保(第3節「救援物資等の供給」)
- 応急給水活動の実施(第4節「給水活動」)
- みえ災害ボランティアセンターの設置(第5節ボランティア活動の支援)
- 防疫活動・食品衛生監視・健康管理・ペット対策の実施(第6節「防疫・保健衛生活動」)
- 災害警備活動の実施(第7節「災害警備活動」)
- 検視場所・遺体安置所の調整(第8節「遺体の取扱い」)

第3章 社会基盤施設等の復旧・保全

- 施設の復旧活動、災害復旧事業の実施(第1節「公共施設等の復旧・保全」)
- 農作物・畜産・森林・水産物被害軽減対策(第2節「農作物等の被害軽減対策」)
- 市町水道施設応急復旧活動への参加(第3節「ライフライン施設の応急復旧・保全」)

第4章 復旧に向けた対策

- し尿・生活ごみ・災害がれき等の処理(第1節「廃棄物対策活動」)
- 応急仮設住宅等の確保(第2節「住宅の保全・確保」)
- 災害時の応急教育の実施判断、教職員の確保(第3節「文教等対策」)
- 中小企業・農林漁業復旧対策(第4節「中小企業・農林漁業復旧対策」)
- 三重県災害義援金募集推進委員会・配分委員会の設置(第5節「災害義援金等の受入・配分」)

第5章 復旧にかかる支援措置

- 激甚災害に係る財政支援措置等(第1節「災害復旧事業にかかる財政支援」)
- 被災者生活再建支援法に基づく支援金等の支給(第2節「被災者の生活再建に向けた支援」)

第6部 事故等による災害対策

「第6部 事故等による災害対策」では、従来の計画の内容のうち、危険物施設等の重大事故や大規模火災・林野火災などの事故等対策について、自然災害とは別建てにしてまとめて記載する。

見直しの要点

【事故等対策の部を新設】

従来の計画では、自然災害と同じ予防対策、発災後対策の章に、事故等対策を含めて記載していたが、新計画では事故等対策を自然災害から独立させ、第6部にまとめて記載する。

【原子力災害対策の新設】

新たに節を設け、近隣県に立地する原子力発電所において事故等が発生した場合の対策を、以下の項目により盛り込む。

【対策項目(案)】

- 1 災害情報の収集・伝達・広報
- 2 環境放射能モニタリングの実施
- 3 防護措置
- 4 放射性物質における環境汚染への対処
- 5 県外からの避難受入
- 6 風評被害等の軽減
- 7 心身の健康相談等の実施

主な事故等による災害対策(案)

第1章 重大事故等対策

- 危険物施設の予防及び事故発生時の緊急対策(第1節「危険物施設等の事故対策」)
- 高圧ガス施設の予防及び事故発生時の緊急対策(第1節「危険物施設等の事故対策」)
- 火薬類施設の予防及び事故発生時の緊急対策(第1節「危険物施設等の事故対策」)
- 毒劇物施設の予防及び事故発生時の緊急対策(第1節「危険物施設等の事故対策」)
- 放射性物質施設の事故発生時の緊急対策(第1節「危険物施設等の事故対策」)
- ばい煙発生施設、排水施設の事故発生時の緊急対策(第1節「危険物施設等の事故対策」)
- 航空機・列車・船舶事故等発生時の防災体制の整備及び突発的事故発生時の対応(第2節「航空機・列車・船舶事故等突発的灾害への対策」)
- 流出油事故発生時の災害応急対策活動(第3節「流出油事故等への対策」)
- 原子力発電所における事故等発生時の災害応急対策(第4節「原子力災害対策」)

第2章 火災対策

- 大規模火災発生時の災害応急対策、災害救助活動等(第1節「大規模火災の対策」)
- 林野火災発生時の災害応急対策(第2節「林野火災の対策」)

3 三重県石油コンビナート等防災計画（最終案）について

「三重県石油コンビナート等防災計画」について、市・コンビナート企業等との協議を踏まえ、次のとおり「最終案」として取りまとめました。

1 コンビナート防災計画の主な修正について（別冊3参照）

- 現行の8章構成を見直し、「第1章総則」「第2章防災組織」「第3章災害想定」「第4章災害予防計画」「第5章災害応急対策計画」「第6章災害復旧計画」「第7章東海地震応急対策」としました。
- 東日本大震災や南海トラフ地震の県の被害想定調査を踏まえた「三重県石油コンビナート防災アセスメント調査結果（以下「防災アセスメント結果」という。）」を参考として災害想定を見直すとともに、災害予防計画や災害応急対策計画を修正しました。
- 平成26年1月に発生した三菱マテリアル株式会社四日市工場の爆発火災事故をはじめ、最近の重大事故等を踏まえて、災害予防計画を修正しました。

（1）基本的な考え方

- 東日本大震災の発生や南海トラフ地震への懸念、人的被害を伴う重大事故が全国的に発生していることを踏まえ、序文を記載するとともに「第1章総則」のうち「第3節基本方針」を修正しました。

序文、第1章第3節P3

（2）防災アセスメント結果の反映

① 災害想定の見直し

「第3章災害想定」については、防災アセスメント結果を反映させ、危険物タンク、高圧ガスタンク等潜在危険性のある施設について、平常時、地震時、津波時に係る災害想定に、防災アセスメント結果を反映させました。

第3章 P25～P39〈全面修正〉

② 地震防災対策の強化

発生危険度を低減するため施設の安全性強化対策や事業所の安全管理体制を強化していく必要があります。このため、特定事業所が①タンクや製造施設の耐震性の再評価及び耐震性向上対策の実施、②防災通路等防災活動上必要な施設の液状化調査及び対策の検討に取り組むよう修正しました。

第4章第2節第1「特定事業者の予防対策」(1)、(3) P44

③ 津波浸水被害対策の追加

津波浸水図を基に、詳細な被害の様相を検討し浸水深や津波到達時間に応じた対策を検討していく必要があります。このため、特定事業者が①危険物タンクへの影響調査及び滑動防止対策の検討、②危険物タンクへの緊急遮断弁の設置の促進に取り組むよう修正しました。

第4章第2節第1「特定事業者の予防対策」(4) P44

④ 大規模災害への対応し得る防災体制の整備

防災関係機関、特定事業者等が一体となって、災害の想定レベルに応じた防災・減災体制の検討を進めていく必要があります。このため、特定事業者が①事業所の態様に応じた大規模災害の検討、②大規模災害が発生した場合の影響範囲及び対応の検討、③関係機関の情報収集・集約を円滑化するため、発災事業所に現地連絡室を設置するなど体制の強化に取り組むよう修正しました。

また、防災本部の体制強化として、現地連絡室に防災本部や市から職員を派遣し、現場の一次情報の共有を図ることとしました。

第4章第3節「1 特定事業者」 P46

第5章第2節第2「1 災害情報の収集及び伝達」(3) P63

第5章第13節「1 防災関係機関」、「2 特定事業者」 P101

(3) 重大事故の防止

① 重大事故の発生防止に向けた取組の強化

貯蔵・取扱いしている物質の性状、安全管理上の要件、当該施設の計測装置等の特性、緊急停止の要領、異常時の危険認識や対応手順等などの教育を実施し、安全確保においての基礎的な取組みを徹底していく必要があります。

このため、特定事業者が重大事故の発生防止のため、リスクアセスメントの実施とその結果の作業標準等への反映について取り組むよう修正しました。

また、特定事業者は教育・訓練の充実のため、①協力会社も含めた安全管理教育の徹底、②非定常作業に係る教育・訓練の実施、③技術伝承ができる教育体系の整備など、教育・訓練の充実に取り組むよう修正しました。

第1章第3節3 P3 及び

第4章第1節第1「1 特定事業者」(1)、(2)、(3)、(7) P41・42

第4章第4節第1「1 特定事業者」(1)、(2) P47

② 関係機関の連携強化

国、県、市等の関係機関は、事故発生時の対応や重大事故防止対策における連携をより一層強化していく必要があります。このため、防災関係機関の相互連携について明確化しました。

第1章第3節4 P3

(4) 災害復旧

① コンビナート施設の災害復旧

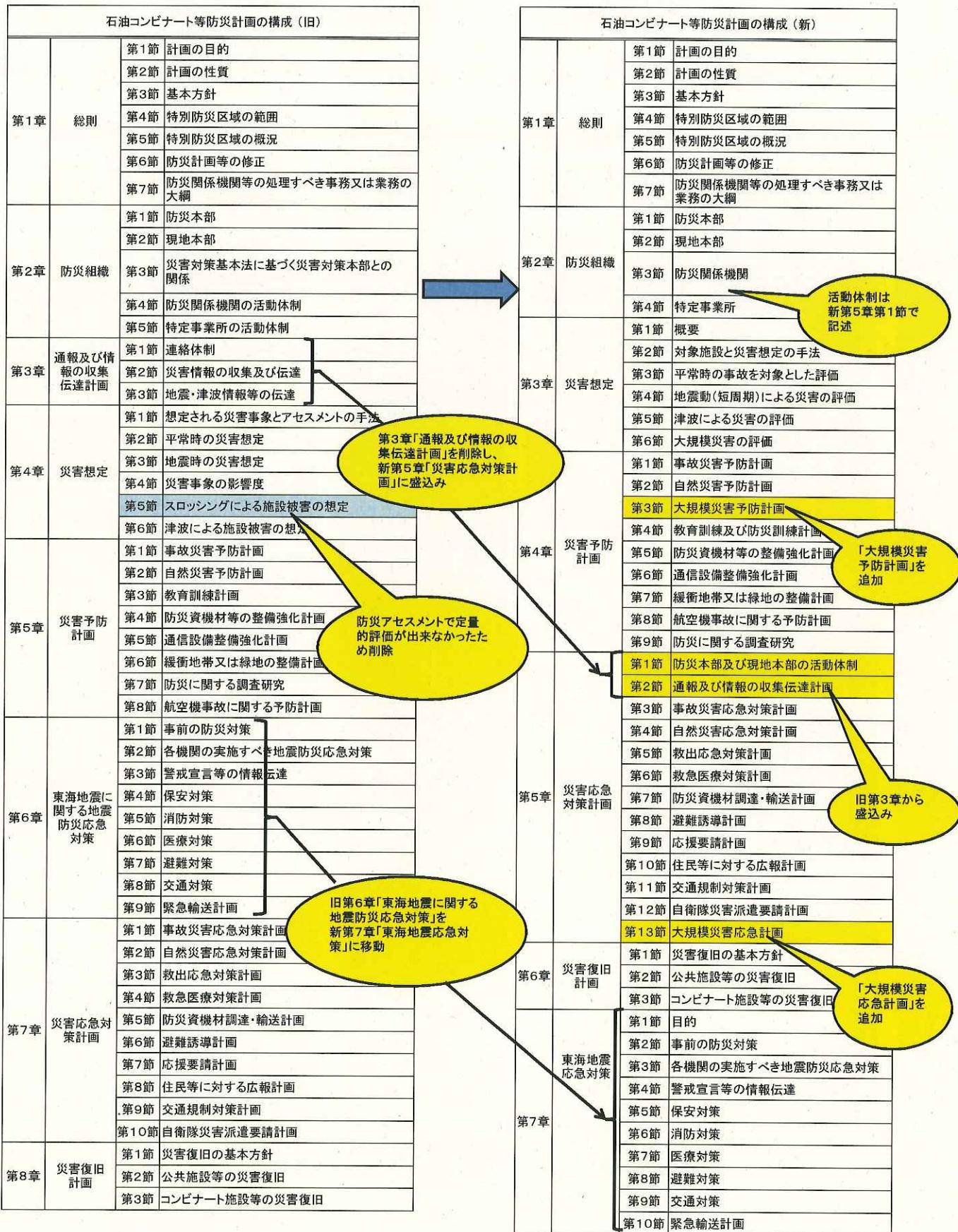
大規模災害の発生時においても、早期の復旧・復興が図れるよう、特定事業者は燃料やエネルギー等を供給していく必要があります。このため、特定事業者が、石油製品の供給施設に係る優先的復旧体制構築の促進に取り組むよう修正しました。

第1章第3節3 P3、
第4章第2節第1「1 特定事業者の予防対策」(10) P45 及び
第6章第3節「2 特定事業者等」 P105

2 今後の対応について

3月19日(木)に開催予定の三重県石油コンビナート等防災本部員会議（三重県防災会議と合同開催）で承認された後、公表するとともに、コンビナート事業者を対象とした説明会を開催して周知に努めます。

コンビナート等防災計画見直しに係る構成新旧比較



三重県石油コンビナート等防災計画(概要)

資料3

第1章 総則

第1節 計画の目的

石油コンビナート等特別防災区域について、総合的な防災・減災対策の推進を図り災害から県民の生命、身体及び財産を保護する。

第2節 計画の性質

関係機関が実施すべき防災業務と責任を明確にし、堅密な連絡調整を図るために必要な基本的事項を定めた総合的な計画

第3節 基本方針

- ・県民の安全対策を最優先
- ・災害の態様、可能性等の共通認識を持ち予防及び応急対策の推進
- ・特定事業者の防災対策の強化
- ・事業所相互間の協力体制の確立、教育・訓練等の充実、エネルギー等の供給能力の確保
- ・防災関係機関等の相互連携による一体となった防災対策の推進

第4節 特別防災区域の範囲(四日市臨海地区、尾鷲地区)

第5節 特別防災区域の概況(特定事業所 四日市臨海地区 34、尾鷲地区 1)

第6節 防災計画の修正(毎年検討を加え必要に応じて修正)

第7節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

第2章 防災組織

第1節 防災本部 (本部長(知事)、本部員(県、市、自衛隊、警察、消防機関、事業者等))

第2節 現地本部 (災害が発生し、又は発生する恐れがある場合設置 現地本部長(市長))

第3節 防災関係機関 (県、市等、警察、自衛隊、国の特定地方行政機関等)

第4節 特定事業所(自衛防災組織、共同防災組織、広域共同防災組織、特別防災区域協議会等)

第3章 災害想定

第1節 概要

石油コンビナートアセスメント調査結果(平成26年3月)を踏まえ、平常時及び地震発生時に発生する可能性のある災害事象について想定

第2節 対象施設と災害想定の手法

南海トラフ、内陸活断層による危険物タンク、高圧ガス貯槽等における災害事象、発生危険度等を評価

第3節 平常時の事故を対象とした評価

過去の事故発生状況を勘案し評価(高圧ガス貯槽の少量流出爆発・火災の発生危険度が高い)

第4節 地震時(短周期)による災害の評価

第5節 津波による災害の評価

第6節 大規模災害の評価

第4章 災害予防計画

第1節 事故灾害予防計画

特定事業者の予防対策措置(防災体制、設備管理、危険物施設等の運転管理、毒性物質、防災施設の機能強化、非定常作業時等)

第2節 自然灾害予防計画

特定事業者の予防対策措置(危険物施設等の耐震化、液状化対策、漂流物対策、防災施設の機能強化等)

第3節 大規模灾害予防計画

大きな影響を及ぼすおそれがある災害事象の影響及び対応等についての検討

第4章 災害予防計画(左下からの続き)

第4節 教育訓練及び防災訓練計画

作業標準、防災資機材等の教育訓練、南海トラフ地震時の初動、応急対策訓練の実施

第5節 防災資機材等の整備強化計画(必要な防災資機材の適切な配置)

第6節 通信設備整備強化計画

専用通信手段の多様化、事務所間防災無線網の整備、従業員の招集手段の強化

第7節 緩衝地帯又は緑地の整備計画(四日市臨海地区 9か所、尾鷲地区 2か所)

第8節 航空機事故に関する予防計画

特別防災区域内での離発着や上空の飛行訓練等の禁止

第9節 防災に関する調査研究

災害想定に関する研究、火災・爆発・流出等に災害発生及び拡大の防止に関する研究

第5章 災害応急対策計画

第1節 防災本部及び現地本部の活動体制(災害発生時の活動体制)

第2節 通報及び情報の収集伝達計画

事故発生時の通報体制(通報基準・通報系統・連絡窓口)

災害情報等の収集伝達(被害情報の収集、現地連絡室の設置、通信手段の確保)

第3節 事故灾害応急対策計画

火災・爆発応急対策、可燃性ガス・毒性物質の漏洩応急対策等

第4節 自然灾害応急対策計画

地震・津波対策応急対策等

第5節 救出応急対策計画(人命救出活動)

第6節 救急医療対策計画(救急医療活動、救急医療搬送)

第7節 防災資機材調達・輸送計画(防災資機材の調達・輸送)

第8節 避難誘導計画

避難勧告及び指示(市、警察、海上保安部)、避難所の周知等

第9節 応援要請計画(他の特定事業者、市町村、県、自衛隊の派遣要請)

第10節 住民等に対する広報計画(災害発生時の的確かつ円滑な広報活動)

第11節 交通規制対策計画(救急搬送、防災資機材の輸送を円滑に実施)

第12節 自衛隊災害派遣要請計画(自衛隊の応援を必要とする場合の災害派遣要請)

第13節 大規模災害応急対策計画

大規模災害が発生又はおそれがある場合の応急対策(国及び他県との調整、現地連絡室設置等)

第6章 災害復旧計画

第1節 災害復旧の基本方針

災害により被災した施設に必要な措置を講じるとともに、災害復旧の効果発揮させる。

第2節 公共施設等の災害復旧

第3節 コンビナート施設等の災害復旧

第7章 東海地震応急対策

東海地震に対する注意情報、警戒宣言発令に伴い実施する対策等

第1節 目的 第2節 事前の防災対策 第3節 各機関の実施すべき地震防災応急対策

第4節 警戒宣言等の情報伝達 第5節 保安対策 第6節 消防対策 第7節 医療対策

第8節 避難対策 第9節 交通対策 第10節 緊急輸送計画

4 石油コンビナートの保安体制の確保等について

1 石油コンビナートの保安体制の確保について

修正後の三重県石油コンビナート等防災計画(以下「コンビナート防災計画」という。)に基づき、コンビナート事業所に対し、設備の耐震化や防災施設の強化などの地震・津波対策へ積極的に取組むとともに、事故災害の防止に向けてリスクマネジメントや従業員等への教育・訓練を充実するなど、災害・事故を発生させない基盤づくりへの取組を促進していく必要があります。

このため、以下の取組を進め、保安体制の確保に努めてまいります。

(1) コンビナート事業所の保安意識の強化

- ・年度当初に、コンビナート事業所を対象としたコンビナート防災計画の説明会を開催し、事業所における保安対策の強化を求めていきます。
- ・今後は、コンビナート事業所や高圧ガス関係事業所に向けての保安対策セミナーや研修についても、現場担当者のみならず事業所幹部も対象として実施し、強いリーダーシップの下での安全意識向上に向けた取組を促進します。

(2) 事業所の取組に対するフォローアップ

- ・コンビナート防災計画に新たに追記した地震・津波対策や事故防止対策について、県と管轄消防本部が連携して、事業所の取組状況を確認するための継続的なフォローアップを実施していきます。
- ・高圧ガス保安法に基づく保安検査や立入検査の際は、法的要件だけではなく過去の事故教訓も踏まえた保安対策の取組状況も確認していきます。

(3) 防災関係機関の連携強化

- ・国の地方出先機関を含めた県、市(消防本部)の合同指導・パトロールの実施など、防災関係機関相互の一層の連携強化を図っていきます。

(4) 応急対策機能の強化

- ・コンビナート防災計画に位置付けた大きな災害・事故発生時に設置する現地連絡室について、初動対応訓練等を通して、応急対策に必要な情報を速やかに収集・伝達・共有できる体制づくりに努めます。

2 県の高圧ガス事業所等に対する保安指導体制の充実について

現在、石油タンク等の危険物施設については、各市町(消防組合)消防本部において、許認可や各種届出等の事務処理や指導を行っています。

一方、県は、高圧ガスや液化石油ガスの関係施設等に係る許認可や各種届出等の事務処理と指導を行っています。高圧ガス製造施設等については、主に本庁で実施することとしており、液化石油ガス設備工事等については、主に地域防災総合事務所(地域活性化局)において実施しています。これらの許認可申請や届出のうち法令で必要なものについて、火災の予防・消火、出火原因調査を行う消防本部や事故対応を行う警察(公安委員会)に通報し情報共有を図っているところです。

今後、事故災害の防止に向けて適切な事務処理、指導が行えるよう次のような取組を進めます。

(1) **保安指導体制の徹底**

- ・年度当初に実施している地域機関の担当者会議において、事務処理手続の周知だけでなく事故情報や事故対応などの共有を行い、保安指導体制の徹底に努めます。また、事務処理手続きのチェックリストを活用した、組織的なチェック・指導監督体制の充実を図ります。

(2) **担当者の保安実務の理解促進**

- ・LPGガス協会等関係団体に協力依頼し、新任担当職員等について保安に関する実務に必要な基礎知識について研修等を実施します。

(3) **本庁と地域機関の連携強化**

- ・本庁と地域機関との意見交換を密にして、適正な事務処理や指導に努めます。

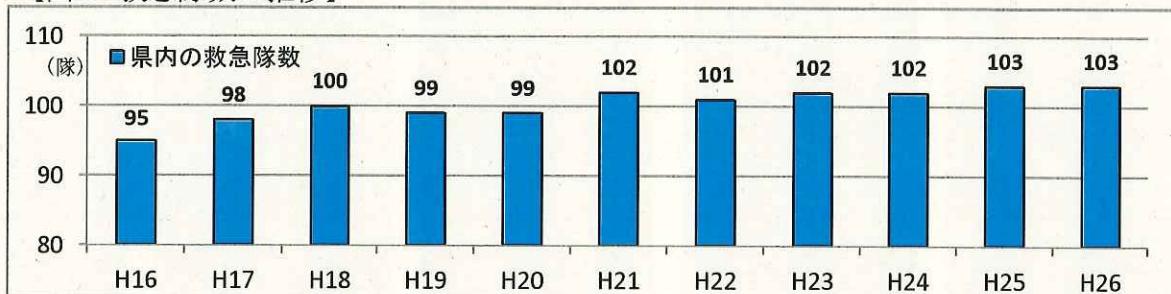
5 救急業務の現状について

1 救急業務実施体制

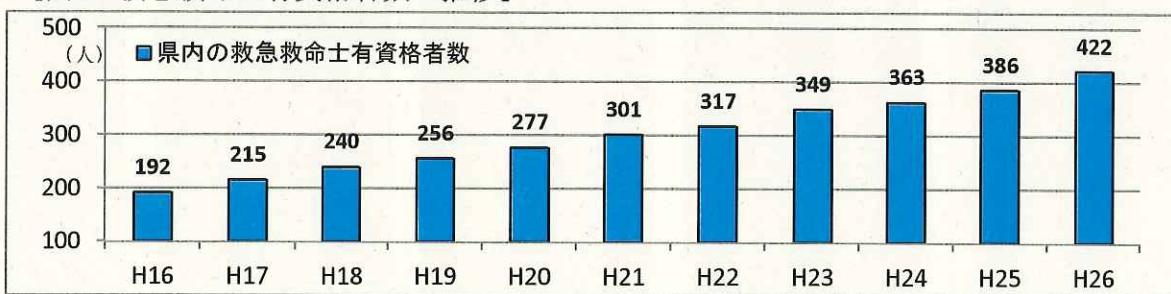
平成26年4月現在、県内15消防本部に救急隊は103隊設置され、隊員数1,668人の体制となっています。また、救急救命士の資格を有する隊員は422人で、103隊のうち100隊で救急救命士398人を運用しています。

この10年間に県内の救急隊数は8.4%（8隊）増加し、救急救命士数は2.2倍となっています。（図1・図2）

【図1 救急隊数の推移】



【図2 救急救命士有資格者数の推移】

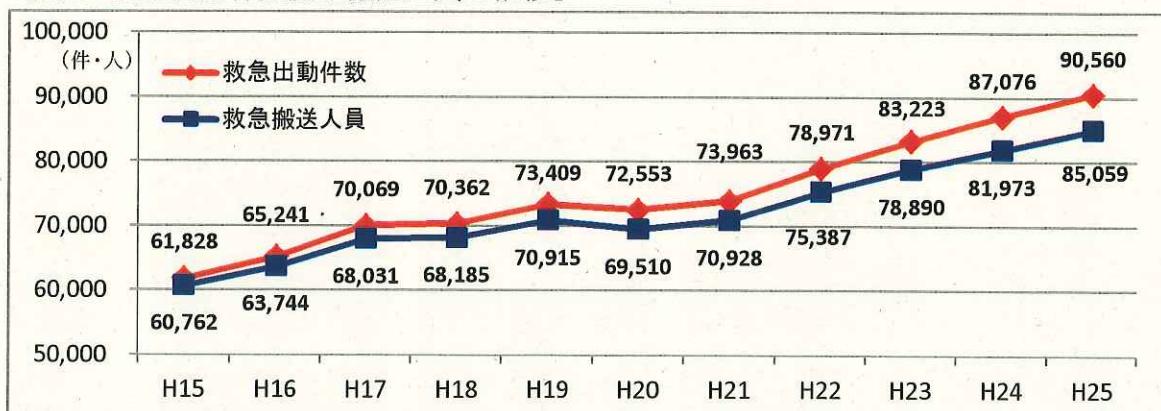


2 救急業務の実施状況（平成25年）

（1）救急出動件数及び搬送人員

救急出動件数（90,560件）、搬送人員（85,059人）ともに過去最高を更新し、対前年増加率は全国で最も高くなりました。この10年間に県内の救急出動件数が46.5%（28,732件）増加したのに対し、救急隊数の増加は8.4%にとどまり、救急業務の需給ギャップが拡大しています。（図3）

【図3 救急出動件数及び搬送人員の推移】



(2) 事故種別出動件数

事故種別出動件数では、急病（全体の63.9%）が最も多く、続いて一般負傷（同14.2%）、交通事故（同9.8%）となっています。この10年間の構成比の推移では、急病と一般負傷が増加し、交通事故は減少しています。（表1・図4）

【表1 事故種別救急出動件数】

事故種別	H15		H25		増減
	件数	構成比	件数	構成比	
急病	36,564	59.1%	57,901	63.9%	58.4%
一般負傷	7,646	12.4%	12,832	14.2%	67.8%
交通事故	9,330	15.1%	8,882	9.8%	▲4.8%
その他	8,288	13.4%	10,945	12.1%	32.1%
県計	61,828	100%	90,560	100%	46.5%

【図4 事故種別出動件数の構成比の推移】



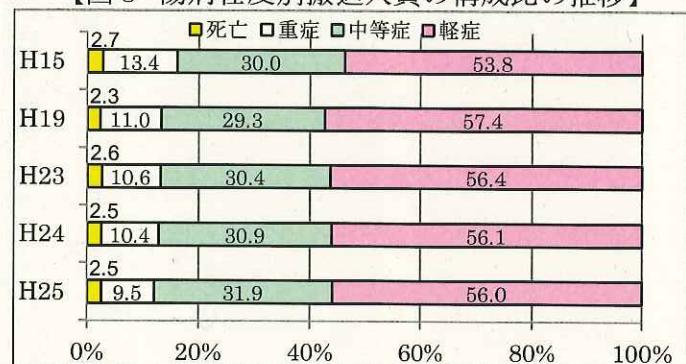
(3) 傷病程度別搬送人員

傷病程度別搬送人員では、軽症（全体の56.0%）が最も多く、続いて中等症（同31.9%）、重症（同9.5%）となっています。この10年間の構成比の推移では、軽症の割合が引き続き高く、重症は減少しています。（表2・図5）

【表2 傷病程度別搬送人員】

傷病程度	H15		H25		増減
	件数	構成比	件数	構成比	
死亡	1,642	2.7%	2,134	2.5%	30.0%
重症	8,117	13.4%	8,086	9.5%	▲3.8%
中等症	18,233	30.0%	27,174	31.9%	49.0%
軽症	32,736	53.8%	47,607	56.0%	45.4%
その他	34	0.1%	58	0.1%	70.6%
合計	60,762	100%	85,059	100%	40.0%

【図5 傷病程度別搬送人員の構成比の推移】



(4) 年齢区分別搬送人員

年齢区分別搬送人員では、高齢者（全体の54.9%）が最も多く、続いて成人（同35.9%）、乳幼児（同4.9%）となっています。この10年間の構成比の推移では、高齢者の割合が年々増加しています。（表3・図6）

【表3 年齢区分別搬送人員】

年齢区分	H15		H25		増減
	件数	構成比	件数	構成比	
新生児	121	0.2%	209	0.3%	72.7%
乳幼児	2,976	4.9%	4,194	4.9%	40.9%
少年	2,760	4.5%	3,457	4.1%	23.4%
成人	26,741	44.0%	30,499	35.9%	14.1%
高齢者	28,164	46.4%	46,700	54.9%	65.8%
合計	60,762	100%	85,059	100%	40.0%

【図6 年齢区分別搬送人員の構成比の推移】

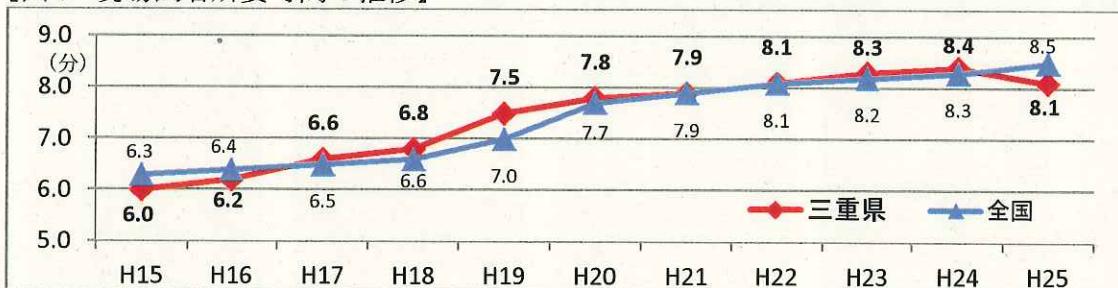


(5) 救急自動車による現場到着所要時間及び医療機関等収容所要時間

① 現場到着所要時間

覚知（119番通報）から現場到着までの所要時間は、県内平均で8.1分（全国平均8.5分）となり、平成15年の6.0分から2.1分（35.0%）延伸しています。これは、救急出動件数の増加により、現場直近の署所以外から出動することが多くなっていること等が要因と考えられます。（図7）

【図7 現場到着所要時間の推移】

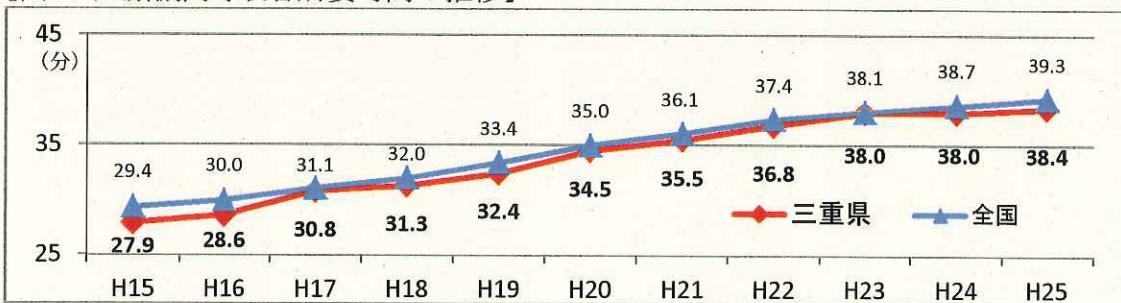


② 医療機関等収容所要時間

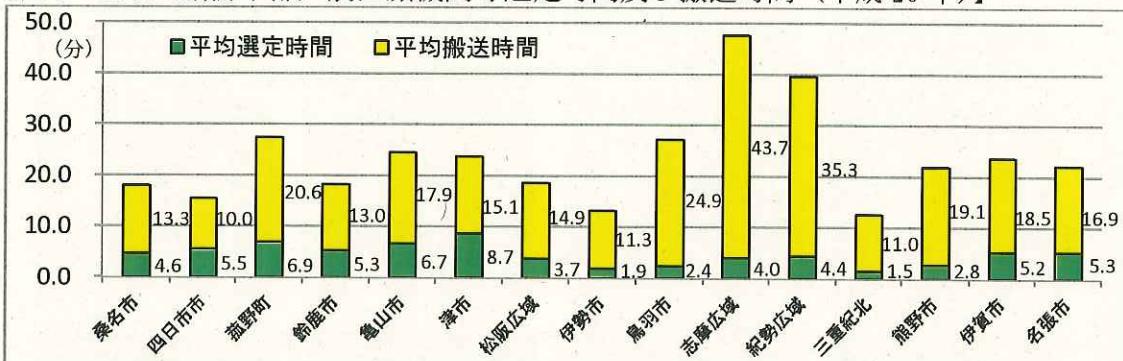
覚知（119番通報）から医療機関等収容までの所要時間は、県内平均で38.4分（全国平均39.3分）となり、平成15年の27.9分から10.5分（37.6%）延伸しており、近年は伸び率が鈍化しているものの、年々増加する傾向にあります。（図8）

医療機関選定に要した平均時間と医療機関選定から収容（搬送）に要した平均時間を地域（消防本部）別にみると、医療機関選定の所要時間は、最も長いところで8.7分、最も短いところで1.5分となっています。また、医療機関選定から収容（搬送）までの所要時間は、最も長いところで43.7分、最も短いところで10分となっています。このように、医療機関等収容所要時間には、地域事情に伴う差が生じています。（図9）

【図8 医療機関等収容所要時間の推移】



【図9 地域（消防本部）別医療機関等選定時間及び搬送時間（平成25年）】

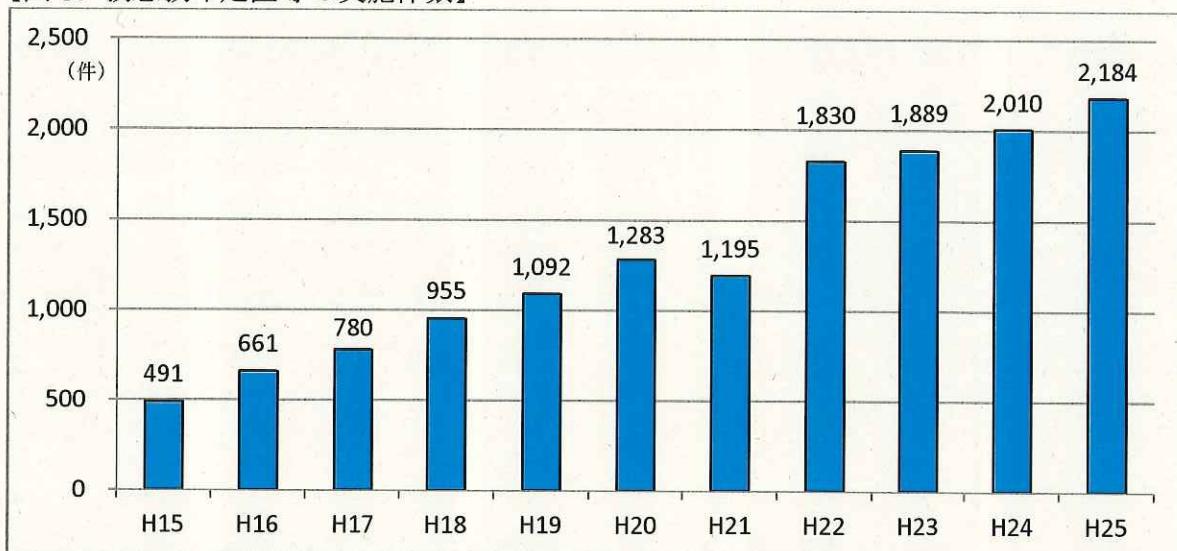


※「傷病者の搬送及び受け入れの実施に関する基準」（実施基準）が適用された傷病者（14,831人）の搬送に関するデータ。

(6) 救急救命処置等の実施状況

救急救命士等が行った救急救命処置等（除細動、気道確保、静脈路確保、アドレナリン投与等）の実施件数は、救急救命士法の改正に伴い実施できる処置の範囲が拡大されてきたため、この10年間の伸び率が4.4倍（全国は2.9倍）と大幅に増加しています。（図10）

【図10 救急救命処置等の実施件数】



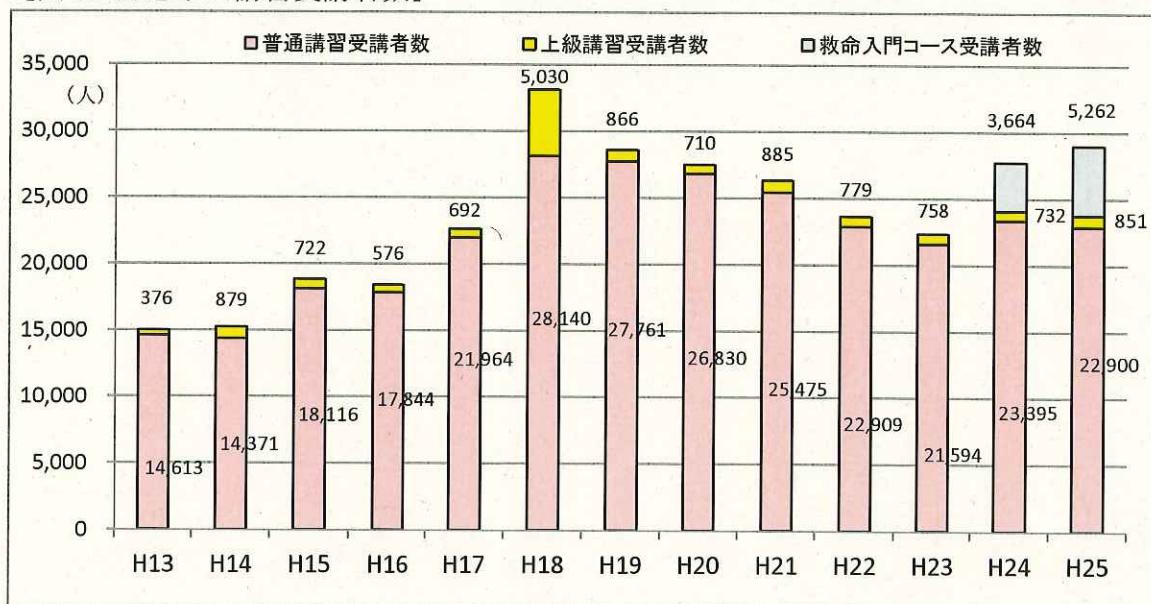
（注1）救急救命士法の改正に伴い、平成16年から気管挿管、平成18年からアドレナリン投与が開始された。

（注2）平成25年は、処置拡大に係る実証研究に参加した消防本部の特定行為実施件数（62件）を含む。

(7) 応急手当講習普及啓発活動の状況

消防本部が実施する応急手当講習の受講者数は29,013人（普通講習22,900人、上級講習851人、救命入門コース5,262人）で、平成18年をピークに減少傾向にありましたが、平成24年より救命入門コースの導入に伴い、再び増加傾向にあります。現場に居合わせた一般住民による応急手当は、救命率の向上につながることから、県内消防本部では普及啓発に積極的に取り組んでいます。（図11）

【図11 応急手当講習受講者数】



3 今後の取組方向

(1) 救急車の適正利用に係る周知・啓発

平成25年の救急出動件数が9万件を超え、県内の救急車は5.8分に1回の割合で出動している状況にありますが、救急車で搬送された方の半数以上が入院を必要としない軽症者であることや、119番通報を受け救急出動したものの救急搬送に至らない不搬送事案も年々増加しています。また、全国的にも、軽症者搬送の実態として、不要不急の救急要請の場合もあると指摘されているところです。

一方で、救急出動件数の増加に伴い、現場直近の署所からの出動ができない事案が増えていることが現場到着所要時間の延長につながり、結果として医療機関等への収容所要時間の延長の一要因にもなっていると考えられています。

このような状況を踏まえ、県内消防本部においては、様々な広報媒体やイベント等を通じて、地域住民への救急車の適正利用の啓発を行っているところであり、県としても、広報媒体を活用し、救急車の適正利用に係る啓発を行うとともに、健康福祉部と連携し、夏期の救急出動の増加要因となっている熱中症予防の啓発など、救急事案の発生を防ぐ予防面からの啓発も行っています。

(2) 救急救命活動向上に向けた取組

119番通報から医療機関等に収容するまでの時間の延伸に対応していくためには、傷病者が医療機関等に搬送されるまでの救急救命処置等の充実・強化が重要であり、その際に救急救命士の果たす役割は大きくなっています。

近年、応急処置の必要な急病者や急変のリスクの高い高齢者の搬送が増加してきていることから、救急救命士等(救急隊)には高いスキルが求められています。

このような状況を踏まえ、救急救命士の養成や資質の向上に向けて、次の取組を進めています。

① 救急救命士の養成

県内消防本部から派遣された消防職員が、高度の救急活動ができる救急救命士として養成されるよう、一般財団法人救急振興財団等における受講生の受け入れ(年間30名前後)についての調整や支援(同財団への運営負担金の拠出等)を行っています。

② 救急救命士の資質の向上

救急救命士が行う救急救命処置等(除細動、気道確保、静脈路確保、薬剤投与等)が年々拡大していますが、これは救急救命士等の運用が着実に推進されてきていることを示しています。

県では、「三重県救急搬送・医療連携協議会」のもとで、これまででも気管挿管や薬剤投与といった特定行為を行うために必要とされる講習や病院実習を的確に受講できるよう努めてきたところであり、平成26年度からは、心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保と輸液の実施等の処置を行える救急救命士の養成講習を実施しています。

また、平成27年度から、救急現場での活動に関する教育を行える経験豊富な救急救命士(指導救命士)の養成講習(指導救命士養成課程)を新たに実施していくこととしています。

6 「三重県・三重大学 みえ防災・減災センター」

平成26年度取組状況について

1. 事業の趣旨

三重県と三重大学が共同して設立した、「みえ防災・減災センター」において、人材育成・活用、地域・企業支援、情報収集・啓発、調査・研究等の事業を実施し、三重県の地域防災力の向上を図ります。

2. 主な事業概要

(1) 人材育成・活用事業

① みえ防災さきもりコース、みえ防災コーディネーターコース、みえ防災聴講コースの開催

ア みえ防災さきもりコース

防災・減災に関する専門知識と、実践力を身につけ、地域づくりに貢献する人材を養成しました。

開講回数：全26回（平成26年4月～平成27年2月）

受講者数：17名

イ みえ防災コーディネーターコース

すでにみえ防災コーディネーター資格を持つ者から、県または市町の推薦を受けた者を対象として、更なるレベルアップを図りました。

開講回数：全13回（平成26年4月～平成27年2月）

受講者数：17名

ウ みえ防災聴講コース

みえ防災さきもりコースを受講するきっかけづくりと、防災・減災に関する基礎的な学習を行いました。

開講回数：全5回（平成26年4月～7月）

受講者数：14名

② 市町職員向け研修

市町の防災担当職員を対象として、災害発生時の初動期における実践的な知識、ノウハウ、スキルの習得の場を提供し、災害対応力の向上を図ることを目的として実施しました。

開催回数：全5回（平成26年8月～9月）

受講者数：延べ150名（23市町、9地域防災総合事務所・地域活性化局）

③ みえ防災コーディネーター育成講座

みえ防災コーディネーターの新規育成について、特に、防災分野に女性の視点を取り入れることと、県内の防災人材の女性比率を向上させることを目的として女性限定で受講者を募集しました。

開講回数：全10回（平成26年8月～10月）

修了者数：31名

④ 自主防災組織リーダー研修

地域防災の要となる自主防災組織等で活躍することができる方のうち、特に女性を中心として、災害時における率先避難や避難所運営の指導的立場になることが期待される自主防災組織のリーダー育成を目的として実施しました。

・四日市会場（県四日市庁舎）

受講者数：平成26年11月8日（土） 11名（うち女性10名）

：平成26年11月23日（日） 11名（うち女性11名）

・津会場（三重大学）

受講者数：平成26年11月29日（土） 24名（うち女性21名）

：平成26年12月14日（日） 21名（うち女性18名）

・伊勢会場（県伊勢庁舎）

受講者数：平成26年11月15日（土） 17名（うち女性13名）

：平成26年11月16日（日） 17名（うち女性13名）

⑤ 専門職防災講座

「医療・看護」「保健・福祉・介護」「教育・保育」分野で活躍する、女性を中心とした専門職を持つ人材を対象として、それぞれの業務の中で防災の知識を活用してもらうことを目的として実施しました。

開講回数：全6回（平成26年8月～10月）

修了者数：54名（うち女性51名）

⑥ 体験型防災学習「防災タウンウォッチング」指導者研修会

児童生徒の防災意識や知識の向上を図るために、体験型防災学習を指導できる教職員の養成を目的として、学校における「防災タウンウォッチング」の指導法を学ぶ研修会を実施しました。

- | | |
|---------------------------|---------|
| ・平成26年10月29日（水）伊賀市立上野西小学校 | 受講者数24名 |
| ・平成26年11月12日（水）松阪市立第二小学校 | 受講者数29名 |
| ・平成26年11月19日（水）熊野市立木本小学校 | 受講者数22名 |
| ・平成26年11月25日（火）四日市市立富田小学校 | 受講者数21名 |
| ・平成26年12月10日（水）南伊勢町立南島小学校 | 受講者数31名 |
| | 合計127名 |

⑦ 防災人材の活動支援

防災人材の活用を図るため、防災・減災に関する知識や経験、技能を有し、地域等で活動する意欲のある、みえ防災コーディネーターを登録する制度（「みえ防災人材バンク」）を創設しました。

「みえ防災人材バンク」の仕組みにより、県・市町・企業・地域等からの防災活動に関する協力・支援要請とのマッチングを行うことで、みえ防災コーディネーターが活動する場を提供するとともに、地域における防災・減災力のさらなる向上を目指していきます。

登録者数：106名

(2) 地域・企業支援事業

① 相談窓口の設置と運用

地域や企業、市町の防災取組の支援を行うことで、地域防災力の向上を図ることを目的として、相談窓口を設置し、企業防災アドバイザー等が電話や直接の来訪等への対応を行いました。

・平成26年4月18日（金）運用開始

・相談件数：60件（3月2日現在）

（うち地域支援相談6件、企業支援相談19件、市町等支援相談21件、その他14件）

・「みえリーディング産業展2014」に出展し、企業からの臨時相談窓口を開設しました。

開催日：平成26年11月14日（金）～15日（土）

場所：四日市ドーム

② みえ企業等防災ネットワークの運営

みえ企業等防災ネットワークの会員（231社）が、防災に関する知識の習得や会員相互の交流・相互理解・協力が円滑に進むよう、地域別企業防災研修の開催等の支援を行いました。

・地域別企業防災研修の開催

平成26年11月14日（金） 四日市ドーム 受講者数35名

平成27年 2月20日（金） 三重大学 受講者数22名

平成27年 2月25日（水） 鳥羽商工会議所 受講者数20名

平成27年 3月 2日（水） 県松阪庁舎 受講者数35名

・全体会の開催（予定）

平成27年3月25日（水） 三重県総合文化センター多目的ホール

③ 「Myまっぷラン」と「防災ノート」の連携

「Myまっぷラン」と「防災ノート」の連携について検討する協議の場を設け、以下の取組を実施しました。

- ・「Myまっぷラン」の取組として、平成26年8月24日（日）に熊野市木本町で実施された地域のワークショップにおいて、地元の小学生が防災学習の成果を紹介し、情報共有を図りました。
- ・平成27年2月14日（土）に大紀町錦地区で実施された防災訓練において、「学校」における取組と「地域」の取組の連携を図りました。

④ DONET研究会の運営

独立行政法人海洋研究開発機構が熊野灘沖に設置している地震・津波観測監視システム（DONET）から得られる情報を利活用し、減災に結びつけることを目的とした検討を行いました。

- ・第1回研究会開催 平成26年4月18日（金）
- ・第2回研究会開催 平成26年7月17日（木）
- ・DONET導入機関への現地視察 平成26年10月16日（木）尾鷲市役所

⑤ 市町防災力診断

市町の防災対策の現状や取組状況を客観的に把握し、市町が自らの防災力を評価することを目的として、市町防災力診断を実施しています。

回答いただいた結果については、3月末までに取りまとめ、防災力の診断及び分析を行い、県全体の平均値や指標別評価を添えて市町にフィードバックすることで、市町の防災力向上のため活用していただきます。

（3）情報収集・啓発事業

① みえ防災・減災アーカイブ構築

三重県内における防災・減災に関するさまざまな情報を、防災学習や防災対策、防災研究に活用できる環境の整備を目的として、住民や自治体、公的機関等が保有する情報を収集し、適切な権利処理を行い、デジタルアーカイブとして広く一般に公開します。（平成27年4月公開予定）

平成26年度は特に、昭和東南海地震に関する情報の収集に特化して、アーカイブ化を進めました。

② 伊勢湾台風55年シンポジウム・風水害セミナー

今年度は、伊勢湾台風から55年の節目の年であることから、「みえ風水害対策の日」の関連事業として開催された、「伊勢湾台風55年シンポジウム・風水害セミナー」に共催しました。

日時：平成26年9月27日（土）午前10時から午後5時15分

場所：桑名シティホテル 参加者数：約200名

③ 昭和東南海地震70年シンポジウム

平成26年度は昭和東南海地震の発生から70年の節目の年であることから、「過去の震災から学び、未来に生かす」ことの重要性を県民のみなさんに伝えることを目的として、シンポジウムを開催しました。

日時：平成26年12月6日（土）午後1時から午後4時

場所：津リージョンプラザお城ホール 参加者数：約480名

（4）調査・研究事業

① 南海トラフ地震に関する調査研究

地震・津波観測監視システム(DONE-T)より得られる観測情報の防災・減災分野における効果的な活用方法の検討や、歴史学的手法（過去の文献や旧版地図を利用した三重県沿岸地域の土地利用変遷のデータ化）を用いた東南海地震像に関する研究などを行いました。

② 風水害像の『見える化』に関する調査研究

その地域において経験のないような豪雨となった場合、あるいは、どのような場合に豪雨による崩壊が発生するのか、そのタイミングを推定することを目的として、県内をメッシュ化し、それぞれの地域の風水害、土砂災害等の脆弱性を明らかにする研究などを行いました。

（5）その他

① 防災・危機管理トップセミナー

みえ防災・減災センターの機能と役割の紹介と、平成26年3月に「三重県地震被害想定調査」及び「三重県新地震・津波対策行動計画」を公表したことを受け、これらについて市町の理解を深めていただくことを目的として、県内の市町長等を対象にセミナーを開催しました。

日時：平成26年5月30日（金）午前10時から午後0時30分

場所：三重大学講堂小ホール

参加者数：29市町の市町長、幹部等 約100名

② 「三重県・三重大学 みえ防災・減災センター」キックオフシンポジウム

みえ防災・減災センターの今後の展望を、住民や地域、市町のみなさんにお伝えすることを目的として、シンポジウムを開催しました。

日時：平成26年7月27日（日）午後1時から午後4時30分

場所：ホテルグリーンパーク津 伊勢・安濃の間

参加者数：約180名

7 包括外部監査について

(1) 平成25年度監査への対応結果

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査について、平成25年度は、「防災・減災等事業に関する事務の執行について」をテーマに実施され、「命を守る緊急減災プロジェクト」構成事業をはじめとする防災・減災等事業に関する事務執行の合規性等の検証が行われました。監査結果及び対応結果は別紙のとおりです。

(参考)

結果及び意見の件数

	結果 (注1)	意見 (注2)
総括的意見	0件	5件
部局別の監査結果	2件	7件

(注1) 合規性等についての指摘事項。

(注2) 経済性・効率性等に関して意見を述べた事項。

(2) 平成26年度監査結果への対応方針

平成26年度包括外部監査は、「外部委託に関する事務の執行について」をテーマに、平成25年度における委託契約について、契約事務の合規性、委託先の選定方法に係る透明性、客觀性、経済性の確保、契約金額の適切な積算等を要点として実施されました。

監査結果の概要及び対応方針は以下のとおりです。

①結果及び意見の件数

	指摘 (注1)	意見 (注2)
部局別の監査結果	0件	2件

(注1) 規則等に従い適切に処理されていないなど合規性等に問題がある事項。

(注2) 指摘事項には該当しないが、経済性・効率性・有効性等に関して意見を述べた事項。

②監査結果及び対応方針

監査結果及び対応方針は、別紙のとおりです。意見を踏まえ、今後適切に対応してまいります。

平成 25 年度 包括外部監査結果(ニに対する対応)

テーマ・区分・内容	対応結果
1. 包括外部監査の意見及び指摘	
1. 外部監査の結果－総括的意見－	<p>1. 「命を守る緊急減災プロジェクト」の構成事業の選定について（意見）</p> <p>「命を守る緊急減災プロジェクト」は、東日本大震災や紀伊半島大水害から得た貴重な教訓を今後の防災・減災対策に迅速かつ的確に生かす、及び総合的な災害対応力を強化していくという解決すべき課題に対し、「三重県緊急地震対策行動計画」等の計画に基づく取組を進めしていくことと、県全体の災害対応力を高めていくことをプロジェクトの目標とし、当該目標を達成するために設定した 5 つの実践取組の実現に資する 58 の事務事業から成り立っています。このうち、半数以上が平成 23 年度以前からの継続事業であったが、5 つの実践取組に合致するのであれば、「命を守る緊急減災プロジェクト」の構成事業として位置づけられるとの説明を受けた。</p> <p>たしかに、従来からの継続事業であっても、緊急解決すべき課題に対応するため、引き続き実施することが望ましい場合もある。しかし、継続事業が 5 つの実践取組に合致していることを理由に、新たに解決すべき課題が発生しているにもかかわらず、構成事業が見直されないことが懸念される。</p> <p>平成 25 年度において、石油コンビナート等防災アセスメントがコンビナート防災対策推進事業として「命を守る緊急減災プロジェクト」の構成事業として加えられたように、今後も新たに解決すべき課題が発生した際には、「命を守る緊急減災プロジェクト」の構成事業の追加及び見直しについての検討を継続することが必要と考える。</p> <p>2. 各種防災関連報告書の体系的な整理について（意見）</p> <p>県は、防災みえ.jp や防災対策部のホームページにおいて、各種の防災に関する報告書を公表している。しかし、各ホームページにおいては、各種防災関連報告書の表題が並べられているのみであり、分かりにくくと思われる。</p> <p>したがって、各種防災関連報告書の目的や概要を明示するとともに、体系統的に整理することにより、県民が必要とする防災に関する情報が確実に得られるようになることを望まれる。</p> <p>平成 26 年 3 月の「三重県地域防災計画（地震・津波対策編）」及び「三重県新地震・津波対策行動計画」の公表にあわせて、ホームページ「防災みえ.jp」の掲載内容に小見出しを付して整理する等の改善を図りました。</p> <p>具体的には、「各種防災関連報告書」のページにおいて、見出しが「防災計画」、「被害想定」、「防災啓発」、「調査・報告書」、「手続き・マニュアル・協定等」、「過去の災害記録」と区分した上で、それぞれの掲載情報を整理しました。</p>

テーマ・区分・内容	対応結果
3. 「命を守る緊急減災プロジェクト」と三重県地域防災計画等の関連について（意見）	<p>各種防災開運報告書の根幹をなすのは「三重県地域防災計画」（以下「県防災計画」）とされ、災害対策基本法第40条の規定に基づき、県防災会議が作成している。県防災計画と「命を守る緊急減災プロジェクト」の関連については、県防災計画は、国防災基本計画等とともに、実施すべき対策の方針を明示したものであり、整備基準や水準を設けるものではないことから、県防災計画と「命を守る緊急減災プロジェクト」は直接的な関係にあるものではないことからの説明を受けた。</p> <p>しかし、県は、「三重県緊急地震対策行動計画」等の各種計画を策定しており、これらの計画に基づく取組を確実に進めていることが、「命を守る緊急減災プロジェクト」のプロジェクト目標として掲げられている。</p> <p>県防災計画は、災害対策基本法の規定に基づいて作成された災害対策の基本であり、この基本を具現化していくことが、「命を守る緊急減災プロジェクト」の遂行につながるものと思われる。そのため、県防災計画を推進するための各種計画（三重県新地震・津波対策行動計画等）の実施に当たっては、「命を守る緊急減災プロジェクト」との関連を明確にすることが望ましいと考える。</p>
4. 災害時における燃料確保の方策について（意見）	<p>災害が発生した場合には様々な業務に必要となる燃料を確保することが課題となる。しかし、東日本大震災では、広範囲の地域で燃料の主要な供給拠点が被災したことにより、輸送手段も被害を受けたことにより、燃料の継続的な供給が困難となる事態が発生した。</p> <p>県は、災害時に必要な石油類燃料の調達については、三重県石油商業組合と石油類燃料の供給に関する協定書を締結しており、民間ガソリンスタンドの流通在庫で燃料を確保することとしている。この前提の下で、「命を守る緊急減災プロジェクト」の構成事業として、災害時において使用する非常用発電機等の資機材等の整備が進められていく。しかし、東日本大震災のような燃料の継続的な供給が困難となる事態が発生した場合に、整備した資機材等が災害時に活用できない可能性も否定できない。</p> <p>東日本大震災の教訓を踏まえ、国では、災害時に地域の石油類燃料の供給の拠点となる、自家発電設備や大型タンク等を備えた災害対応型中核給油所（中核SS）や小口燃料配送拠点の整備事業に取り組んでおり、三重県においては、22のガソリンスタンドと10の小口燃料配送拠点において整備が進められました。</p> <p>また、中核SSや小口燃料配送拠点において、これまでの流通在庫の確保に加え、災害時ににおける緊急車両用燃料の確保を目的に、一定量の燃料を備蓄する事業が開始されたことを受けて、災害時に必要な燃料を確保される体制を整えました。</p>

そのため、災害が発生した場合に、県として最低限確保しておかなければならぬ石油類燃料がどの程度必要か全庁的に情報を把握するなどとともに、これらの燃料をどのよう調査するか、調達が困難と想定されるのであれば、どの程度の備蓄が必要であるかを調査することが必要であると考える。そして、石油類燃料は、危険物として消防法等の規制を受けることを考慮しつつ、災害時ににおける応急対策を確実に実施するためにも、燃料確保の方策の検討が望まれる。

5. 防災対策部における情報の収集・集約について（意見）

防災・減災対策の推進は、県防災計画における風水害対策編、震災対策編及び三重県石油コンビナート等防災計画がその基本となる。これらは計画を推進するための基本的事項を実施する所管部局は明確にされている。

一方、県防災計画の方針に關する事項は防災対策部の所管となる。防災・減災対策の推進には、県防災計画が中心的な役割を果たすことになる。防災対策部は、所管部局と連携して防災・減災対策を推進しているとのことであるが、全庁的に検討を行うような事項は、必要な情報を十分に把握していくことが重要である。

また、全庁的な検討に当たつて、必要な情報は多岐にわたりることが予想されるため、把握すべき情報を特定するとともに、その情報を確実に収集・集約していくことも重要なことがある。そのためには、防災対策部主導で、所管部局から必要な情報が適時かつ十分に入手できる体制の構築及び維持が期待される。

更に、応急災害対策活動の拠点となる県庁舎や災害拠点病院等の重要施設のうち、燃料タンク4キロリットル以上の自家発電設備について、災害時に石油元売り会社からの石油燃料類の供給を受けるため、石油連盟と「重要施設における燃料設備のデータベース化に関する覚書」を締結（H26.8.27 覚書締結）し、災害時の迅速な燃料調達に努めています。

平時の防災業務について、例えば、県防災計画の策定については、防災計画の策定においては、「新地震・津波対策行動計画」の策定においては、防災対策部が主導して各部局からの情報や意見を収集・集約して作業を実施するところです。また、県災害対策会議等において、全庁的に情報共有をして業務執行をしているところです。また、県災害対策本部についても、東日本大震災や紀伊半島大水害の教訓を踏まえ体制の見直しを行い、防災対策部は各部局からべき事案を集約し、災害の全体像を把握し、組織横断的に検討のうえ、指示する体制としているところです。今後とも、平時・災害時を通じて、防災対策部を中心として、所管部局と十分に情報共有をしながら防災・減災対策を推進していきます。

1. 防災対策部

① 実績報告の添付書類の保存漏れについて（結果）

補助金交付に関する事務の執行が、要綱等に従って執行されているかを確かめるため、平成24年度の補助金交付データから24件を抽出して手続を実施した。その結果、鳥羽市の観光案内サイン等工事で交付した補助金の実績報告において、完成写真が添付されていなかった。これは、三重県公文書管理制度規程の別表第3の3(2)事務事業の計画及び実施に關する文書に該当し、5年間保存すべきとの定めがあることから、入手、確認が済み次第、所定の場所に保存すべきである。

実績報告に係る完成写真について、入手のうえ保存しました。また、再発防止を図るために、各事務所の事務担当者会議において、適切な事務処理及びチエック体制の強化について周知しました。

テーマ・区分・内容	対応結果
② 実地検査の統一ルールの設定について（意見）	<p>防災対策部では、実績報告等の提出物の確認のみの書面検査にとどまらず、可能な限り実地検査も実施している。しかし、実地検査の対象事業については、各地域防災事務所の判断により選定されており、また、検査項目については、一部の事務所で作成した様式を参考として検査を実施しているのが現状とのことです。</p> <p>実地検査は補助事業の履行が適切かを確認する上でも最も有効な手段であるが、重要な検査項目が漏れる可能性がある等、有効かつ効率的に実施されないとまずは言い難い。防災対策部として統一の実地検査のルールを設定し、当該ルールに基づき、各事務所で実施させることが必要と考える。</p>
2. 三重県広域防災拠点施設等基本構想について	<p>① 北勢拠点の整備について（意見）</p> <p>北勢拠点の整備は現状、四日市市と候補地調整に向けて協議を進めており、具体的な整備地を慎重かつできる限り速やかに決定したいと考えているとのことである。しかし、設計から工事完成に至るまで4年程度を要するものと考えられるとのことであり、この間に東日本大震災クラスの大規模災害が発生した場合、「三重県広域防災拠点基本構想」（以下「基本構想」）どおりの運用ができない可能性があるため、北勢拠点の整備を速やかに実施することが望まれる。</p>
② 津市伊勢湾ヘリポートの液状化及び耐震強化への対応について（意見）	<p>基本構想において、道路啓闢完了までの被災地の救援物資分配による支援は空輸を中心とする旨が述べられており、発災時に防災ヘリコプターが出動できるかが課題と考えられる。</p> <p>しかし、平成24年度に実施された「三重県防災ヘリコプター等の運航基地にかかる現況基礎評価」の報告書によれば、防災ヘリコプター等が離発着する伊勢湾ヘリポートにおいては、少なくとも震度5弱の強震動が発生すると、液状化の危険が高いとのことであり、防災ヘリコプターが出動できない可能性も否定できない。</p> <p>津市伊勢湾ヘリポートは、土地は津市、防災ヘリコプターの格納庫は運航委託先の民間会社が所有しているため、県は、当面は液状化及び格納庫の耐震強化への対応の協議、さらには、移転を含めた将来の対応について検討が望まれる。</p>

<p>③ 大規模災害における防災ヘリコプターの燃料確保について（意見）</p> <p>防災ヘリコプターの燃料補給は、通常、津市伊勢湾ヘリポートで行なっているが、津市伊勢湾ヘリポートが使用不可能となつた場合、近隣の空港への飛行、あるいは大量のドラム燃料を陸路で搬送することにより行われることである。</p> <p>しかし、近隣の空港への飛行あるいは大量のドラム燃料の搬送には時間がかかるところであり、人命救助、被害状況調査及び救援物資輸送が一時的に中断されることになるため、防災ヘリコプターの燃料補給が速やかに行なうことが可能な方法についての検討が望まれる。</p>	<p>防災ヘリコプターの燃料補給は、通常、津市伊勢湾ヘリポートで行なっているが、津市伊勢湾ヘリポートが使用不可能となつた場合、近隣の空港への飛行、あるいは大量のドラム燃料を陸路で搬送することにより行われることである。</p> <p>しかし、近隣の空港への飛行あるいは大量のドラム燃料の搬送には時間がかかるところであり、人命救助、被害状況調査及び救援物資輸送が一時的に中断されることになるため、防災ヘリコプターの燃料補給が速やかに行なうことが可能な方法についての検討が望まれる。</p> <p>大量のドラム燃料の搬送に時間要するとともに、緊急輸送が困難となる孤立地域の発生が懸念される東紀州地域（広域防災拠点〔紀南拠点〕）への航空機燃料の備蓄を行つていきます。</p>
<h3>3. 三重県広域防災拠点施設の管理運営について</h3> <p>① 資機材等備蓄状況のリストと現物の不一致について（結果）</p> <p>中勢拠点及び伊勢志摩拠点のそれぞれにおいて、5品目について、資機材等備蓄状況のリストと現物を対照した結果、中勢拠点で2品目が不一致であった。</p> <p>2品目とも消防学校での訓練に使用しているとの説明を受けたが、広域防災拠点の資機材は、被害想定に基づく必要数を備蓄していることを鑑みれば、その所在は明確にしておく必要がある。したがって、訓練等で使用する場合には、その旨を明示しておるべきである。</p> <p>資機材保管リスト等において、物品の所在を明示しました。</p> <p>② 備蓄資機材の明示について（意見）</p> <p>中勢拠点では「中勢拠点 資機材保管リスト」、また伊勢志摩拠点では「資機材在庫表」でレイアウトを明確にしているものの、棚に収納されている資機材の品目が表示されていないものがあった。</p> <p>災害時においては、平常時は中勢拠点の業務に関わっていない者が当該作業に従事することも想定されるため、このような者でも迅速かつ的確に搬出作業が行なえるように、備蓄資機材の品目を記載した棚札を取り付けることが望ましい。</p> <p>備蓄資機材の品目が分かるよう、棚札を取り付けました。</p>	

テーマ・区分・内容

対応結果

③ 発電機の備蓄について（意見）

広域防災拠点の各施設において、避難所用の備蓄物資として発電機が備蓄されているが、そのほとんどがガソリンを燃料として稼働するものである。しかし、東日本大震災の発生のように、燃料供給元である油槽所の被災、輸送のためのタンクローリーの被害等による燃料供給の停止、さらに給油設備の損傷や停電等によるガソリンスタンドの稼動停止などにより、ガソリンの供給に支障が生じた場合、各広域防災拠点施設が備蓄しているガソリンを燃料とする発電機を稼働させられない事態が生じる可能性がある。このような事態を防止するため、各広域防災拠点施設でガソリンを備蓄する、あるいは、東日本大震災においても問題なく使用できたLPガスを燃料とする発電機の備蓄を拡充する等の検討が望まれる。

東日本大震災の教訓を踏まえ、国では、災害時に地域の石油類燃料の供給の拠点となる、自家発電設備や大型タンク等を備えた災害対応型中核給油所（中核SS）や小口燃料配送拠点の整備事業に取り組んでおり、三重県においては、22のガソリンスタンドと10の小口燃料配送拠点において整備が進められました。また、中核SSや小口燃料配送拠点において、これまでの流通在庫の確保に加え、災害時ににおける緊急車両用燃料の確保を目的に、一定量の燃料を備蓄する事業が開始されたことを受けて、災害時に必要な燃料を確実に供給される体制を整えました。

更に、LPガスを燃料とする発電機の備蓄に関する見直しを行っては、災害時の多様な燃料確保の観点から有効と考えられることから、今後必要な多様な燃料確保の観点から有効と考えられることは、LPガスを燃料とする発電機の備蓄については、現在整備を進めている北勢広域防災拠点を拡充していくこととし、現在整備を進めている北勢広域防災拠点に配置する資機材を含め、広域防災拠点毎に必要となる資機材について、見直しを行っていきます。

4. 石油コンビナート等防災について

① コンビナートの防災について（意見）

国土交通省関東地方整備局が平成21年3月に取りまとめた「臨海部の地震被災影響検討委員会報告書」において、首都圈直下地震を想定した東京湾における石油コンビナート等の火災等の二次災害について、「民有港湾施設や海岸保全施設は、建設から40年以上経過し施設の老朽化が進行している。また、多くの護岸は耐震化が行われていないと想定される。そのため、大規模な地震により護岸等が被災し、その影響で背後に立地している石油タンク等が損傷して海上への油流出やそれによる火災等の二次災害が発生した場合には、生命・財産や国民生活に大きな被害を及ぼす」という懸念を報告している。

県内でコンビナートが形成されている四日市臨海地区、尾鷲地区とともに、埋立造成、整備から約50年が経過している。そして、護岸の耐震化は完了しているとは言えないと考えられることから、この報告書にある甚大な被害が想定されないか懸念される。

東日本大震災や南海トラフ地震の被害想定調査に基づく「三重県石油コンビナート防災アセスメント調査結果」や最近の重大事故等を踏まえ、コンビナート事業所の津波による石油タンクの滑動対策、地盤の液状化による防災施設の対策、大規模災害への対応などを追記するよう「三重県石油コンビナート等防災計画」の見直しを行っています。

県は、現行の高压ガス保安法及び消防法の規定を遵守していることを前提に、液状化、側方流動とともに発生可能性はあるが、側方流動に伴う高压ガス貯槽や危険物タンクへの影響はほとんどないと考えている。

しかし、消防庁から通知されている「石油コンビナートの防災アセスメント指針」において地盤の液状化、側方流動等に関する定量的な評価方法等は明示されておらず、護岸の耐震化の必要性についての検討を所管部局や防災機関等へ、より一層促す必要があるのではないかと考える。また、津波被害については、関係法令上、高压ガス設備や屋外タンクについては、津波の波力を想定した構造計算を行うことを求めていますが、消防庁や経済産業省の「首都直下地震対策検討ワーキンググループ」においても、「現行の高压ガス保安法および消防法の規定に基づいた対策を講じているものの、「仮に、コンビナート港湾を襲うと想定される津波浸水深が概ね5~7m以上となつた場合、タンクの滑動を防止する有効な方策は現時点では存在しないため、当該地区を含む広域的な津波防災対策の検討の一環として検討すべき課題」とされている。

現在、危険物タンクについては、消防庁は「津波被害シミュレーションツール」を提供しているが、高压ガス貯槽については、経済産業省で津波の影響に係る評価方法の検討が行われているところである。
したがって、今後想定される東海・東南海・南海地震に対し、人命確保や社会的機能の維持が急務となるところであり、これら震災をはじめとして、低頻度ではあるが大規模な被害を伴う災害事象にも適切に対処することができるように、石油コンビナート防災の見直しが急務であると考える。

平成 26 年度 包括外部監査結果に対する対応方針

テーマ・区分・内容	対応方針
1. 包括外部監査の意見及び指摘 部局別意見 防災対策部	
1. 平成 25 年度危険物取扱者保安講習事務委託 ① 予定価格の設定にかかる積算について（意見） 当該積算には職員給与などが含まれていたが、その金額の算出過程を示す資料がなかった。県は金額を算出する考え方を有しており、それには一定の合理性が認められるが、金額の算出過程を文書で明確にしておくことが望まれる。	職員給与などの積算について、その金額の算出過程を明確に記載した資料を作成します。
2. 防災ヘリコプター運航管理業務委託 ① 委託先の選定方法について（意見） 平成 25 年度の包括外部監査の結果報告書においては、防災上の理由から、海岸沿いのヘリポートである津市伊勢湾ヘリポートが将来的に移転することとなつた場合は、隨意契約理由の内、「県は、防災航空隊の活動拠点基地である津市伊勢湾ヘリポート内に格納庫を保有していないため、同基地で格納庫を保有し機体等の保管管理が可能な事業者であること。」との要件は外れる可能性があることから、その場合には競争性のある業者選定を行うよう努められたい。	津市伊勢湾ヘリポートが将来的に移転することとなつた場合には、契約要件を精査し、競争性のある業者選定に努めます。